

F E I馬場馬術競技会規程 第22版(2006年1月1日F E I施行) 第21版からの変更部分のみ

第401条 目的と一般原則

1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教により馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果、馬は沈着で、関節の柔軟性や伸び伸びとした前進性、筋肉の柔軟性といった数々の上達を見せ、騎手の指示に注意深く敏捷に従い、自信に満ちた演技を見せるようになる。そこに人馬一体の妙技ができあがってゆく。

このような資質は下記のような動きで表現される：

2. 運歩を自由自在に変じ、かつ整正であること

3. これによって、あたかも馬自身が自分の意志で要求された運動を行っているかのような印象を与える。馬は注意深くかつ自信に満ち、おおらかに騎手の指示に従い、直線上では如何なる運動でも馬体を完全に真直にし、曲線上を進む時には馬体をそのカ - プに一致させるよう屈曲させる。

4. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は何のためらいもなく前方へ肢を振り出し、関節をよく屈伸させ、整正な運歩で活発なもの。駈歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後躯は決して動きが不活発ではなく、また緩慢でもない。騎手の極めて僅かな扶助に反応し、これにより馬体の隅々まで生氣と活力を行き渡らせた動きをする。

5. 何らかの抵抗により動きに支障を生ずることなく、旺盛なインパルジョン(推進力)*と諸関節の良好な屈伸が生まれてくれば、馬は騎手が与える扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、心身ともに天性のものと調教の積み重ねによる調和のとれた動きを醸し出す。

6. 停止の時を含め、馬は如何なる運動中においてもオン・ザ・ビット*の態勢でなければならない。調教の進度に応じ、また歩幅の伸展やコレクションの度合いに応じて馬が頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで何の抵抗もなく銜を受け入れている時、オン・ザ・ビットの状態にあると言う。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面は垂直線よりやや前方に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、騎手の要求に如何なる抵抗もない。

7. カダンス*は速歩と駈歩で現れるものであり、見事なまでの運歩の整正さと

旺盛なインパルジョン（推進力）*、バランスとを備えて馬が運歩する際に示す誠の調和から生まれる。カダンスは速歩、或いは駈歩で行う如何なる運動においても、また速歩や駈歩の如何なる歩度でも維持しなければならない。

8．運歩の整正さは馬場馬術の必須条件である。

第402条 停止

1．停止において馬は注意深く立ち、エンゲイジメント*して不動かつ真直であり、体重は四肢に均等にかけ、前肢と後肢がそれぞれ正しく揃っていないなければならない。頸は起揚して項は高く、頭は垂直線上よりやや前方に屈撓するべきである。馬はオン・ザ・ビット*の状態、騎手の拳と軽くソフトなコンタクトを保ちつつ静かに銜を味わい、騎手のわずかな扶助で直ちに運動を開始できる態勢になければならない。

2．停止は、騎手の騎座と脚の扶助を適宜強めることで馬の体重を後躯に轉移させ、柔らかく握った拳に向って馬を押し出し、速やかではあるが急停止ではない定位置での停止をもってゆくことで得られるものである。停止は一連のハーフ・ホルト（「移行」の条項を参照）で準備を行う。

第403条 常歩

1．常歩は整正な四節での行進歩様である。緊張が全く見られないこの整正さは、常歩で行う全ての運動を通して維持されなければならない。

2．同側の前肢後肢がほとんど同時に動くような場合は、常歩が側対の動きになりかけている。この側対歩様となるような不整な歩きは著しく運歩を損なうものである。

3．常歩には中間常歩、収縮常歩、伸長常歩、及び自由常歩がある。このような変化を示すには、常に前肢を越える後肢の踏み込みとその態勢で明白な差異があるべきである。

3.1 中間常歩

明瞭で整正、かつ堅苦しさをない中等度に伸長させた常歩である。馬はオン・ザ・ビット*であり、均等なしっかりとした運歩で活力に富むが穏やかな常歩で進み、後肢は前肢の着地点よりも前に踏み込む。騎手は馬の頭頸の自然な動きを許しつつ、馬の口と軽く柔らかい安定したコンタクトを保つ。

3.2 収縮常歩

馬はオン・ザ・ビット*であり、頸を起揚させてアーチを描き、明らかなセルフキヤリッジ（頭頸を自ら保持すること）を見せて決然と前進する。頭部は垂直線に近づき、（騎手の拳と）馬の口との軽いコンタクトが維持される。後肢は飛節の力強い動きを伴ってエンゲイジメント*する。運歩は前進氣勢があり活発で、四肢は正しい順序で踏歩する。全ての関節がより顕著に屈曲するため歩幅は中間常歩よりも狭くなるが、肢は一層高く上がるようになる。収縮常歩は一層力強い踏歩を示すものであるが、急いだり不整な運歩とならないよう、歩幅は中間常歩よりも狭くなる。

3.3 伸長常歩

馬は性急になることなく、また運歩の整正さを損なわずにできるだけ歩幅を広げ、後肢は明瞭に前肢の着地点よりも前に踏み込む。騎手は馬の口とのコンタクト、及び項のコントロールを失うことなく、馬が頭頸を伸ばすことを許す。

4.4 自由常歩

自由常歩はくつろいだ歩調であり、馬は頭頸を低伸する完全な自由を与えられる。

第404条 速歩

1. 速歩は空中にある一瞬時に区切られた、両斜対肢（左前肢と右後肢、またはその反対）による「二節」の歩法である。

2. 速歩は伸びやかで活力に満ちた整正な運歩を示すべきである。

3. 速歩の良否は全般的な印象により審査される。即ち、コレクションであっても伸長歩度でも、運歩の整正さと弾力性、カダンス*とインパルジョン（推進力）*である。この資質は柔軟な背中と十分にエンゲイジメント*した後軀に起因し、またどのような歩度の速歩でも同じリズムと自然なバランスを維持できる能力に由来するものである。

4. 速歩には尋常速歩、歩幅の伸展、収縮速歩、中間速歩、及び伸長速歩がある。

4.1 尋常速歩

これは収縮速歩と中間速歩との間の運歩であり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていない場合の運歩である。適切なバランスを示してオン・ザ・ビット*の状態にある馬は、左右均等で弾発のある運歩と良好な飛節の動きをもって前進する。「飛節の動きの良い」という表現は、後軀の闊達な動

きがもたらすインパルジョン（推進力）*の重要性を強調するものである。

4.2 収縮速歩

馬はオン・ザ・ビット*の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描き、前進する。飛節は十分にエンゲイジメント*して屈伸し、活力に富んだインパルジョン（推進力）*を保持しなければならない。これによって両肩を如何なる方向へも一層自在に動かせるようになり、完璧なセルフキャリッジ（自得姿勢）を具現することとなる。弾発力とカダンス*を失うことなく、他の速歩に比べて馬の歩幅は狭くなる。

4.3 中間速歩

中間速歩とは、伸長速歩に比べて中程度に伸展を見せる運歩であるが、伸長速歩よりも「丸み」がある。馬は明らかに歩幅を伸展させ、後軀からのインパルジョン（推進力）*を受けて前進する。騎手は収縮速歩や尋常速歩の場合に比べて馬が頭部をもう少し垂直線から前方へ出して維持することを許すと同時に、頭頸を僅かに下げることを許す。運歩は均等であり、全体の動きはバランスがとれ、伸び伸びとしたものであるべきである。

4.4 伸長速歩

馬はできる限り歩幅を伸展させて、地面を力強くとらえる。一定のカダンス*を保ちながら、馬は後軀からの力強いインパルジョン（推進力）*を受けて歩幅を最大限に伸ばす。騎手は馬が項を一定に保ちながらもフレームを伸展させて地面をしっかりとらえて前進することを許す。前肢は進行方向の延長線上に着地しなければならない。前肢と後肢の動きは、伸長させた時に等しく前へ振り出すべきである。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮速歩への移行は後軀へ一層体重をかけることでスムーズに行われるべきである。

4.5 歩幅の伸展

4歳馬用の課目では「歩幅の伸展」が求められる。これは尋常速歩と中間速歩の間の歩度であり、中間速歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

5. 全ての速歩運動は、競技課目で特に指定がない限り軽速歩をとらない。

第405条 駢歩

1. 駢歩は「三節」の歩法であって、例えば右手前駢歩の場合は左後肢、左斜体肢（左前肢と右後肢が同時）、右前肢の順で踏歩し、その後四肢が一瞬空中に

浮いてから次のストライドが始まる。

2．駢歩は常に軽快でカダンス*があり、整正なストライドで躊躇することなく前進するべきものである。

3．駢歩の良否は全般的な印象により 審査される。即ち、柔軟な項をもって銜を受け、活発な飛節の動きを伴った後躯のエンゲイジメントに起因する運歩の整正さと軽快さ、アップヒル傾向*とカダンス*。更に一種の駢歩から他の駢歩へと移行しても同じリズムと自然なバランスを維持できる能力によって判断される。馬は常に直線上では馬体を真直にし、曲線ではこの曲線に沿って正しくベンド（屈曲）させるべきである。

4．駢歩には尋常駢歩、歩幅の伸展、収縮駢歩、中間駢歩、及び伸長駢歩がある。

4．1 尋常駢歩

これは収縮駢歩と中間駢歩との間の運歩であり、馬の調教がまだ進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていない場合の運歩である。馬はオン・ザ・ビット*の状態でありながら自然なバランスのとれた動きを示し、左右均等で軽快、かつ闊達なストライドと良好な飛節の動きを伴って前進する。「良好な飛節の動き」という表現は、後躯の闊達な動きがもたらすインパルジョン（推進力）*の重要性を強調するものである。

4．2 収縮駢歩

馬はオン・ザ・ビット*の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描き、前進する。飛節は十分にエンゲイジメントして活かに富んだインパルジョン（推進力）*を保持し、これにより両肩は如何なる方向へも一層自在に動かせるようになり、完璧なセルフキャリッジを発揮することとなる。弾発力とカダンス*を失うことなく、他の駢歩に比べて馬のストライドは狭くなる。

4．3 中間駢歩

これは尋常駢歩と伸長駢歩との間の運歩である。馬は明らかにストライドを伸展させ、後躯からのインパルジョン（推進力）*を受けて前進する。騎手は収縮駢歩や尋常駢歩の場合に比べて馬が頭部をもう少し垂直線から前方へ出して維持することを許すと同時に、頭頸を僅かに下げることを許す。ストライドはバランスがとれ、伸び伸びとしたものであるべきである。

4．4 伸長駢歩

馬はできる限り歩幅を伸展させて、地面を力強くとらえる。一定のカダンス*を維持しており、落ち着きがあり軽快で真直性を保ちながらも馬は後軀からの力強いインパルジョン（推進力）*を受けてストライドを最大限に伸ばす。騎手は馬が項を一定に保ちながらもフレームを伸展させて地面をしっかり捉えて前進することを許す。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮駢歩への移行は後軀へ一層体重をかけることでスムーズに行われるべきである。

4.5 歩幅の伸展

4歳馬用の課目では「歩幅の伸展」が求められる。これは尋常駢歩と中間駢歩の間の運歩であり、中間駢歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

5. 反対駢歩

反対駢歩は、コレクションにて行われるべきバランスのとれた真直性のある運動項目である。馬は外方前肢でリードし、このリードする側に姿勢をとらせて正確な踏歩順序にて駢歩を行う。後肢は前肢の蹄跡を追うものとする。

4.7 駢歩でのシンプル・チェンジ

これは馬が駢歩から直ちに常歩へ戻り、3～5歩の明確な常歩を行って、直ちに反対手前の駢歩へ移行する運動項目である。

4.8 フライング・チェンジ（踏歩変換）

フライング・チェンジは、1ストライドの中で前肢と後肢の入れ替えを同時に行うものである。リードする側の前肢と後肢の入れ替えは空中に浮揚している間に行われる。フライング・チェンジはまた4歩毎、3歩毎、2歩毎、或いは歩毎といった連続で行うことも可能である。連続踏歩変換においても馬は活発なインパルジョン（推進力）*をもって軽快、沈静、かつ真直であり、一連の動きを通して同じリズムとバランスを維持する。連続踏歩変換ではその軽快さと流れ、及びグランドカバー*を制限したり止めたりしないよう、十分なインパルジョン（推進力）*を維持しなければならない。

第406条 後退

1. 後退は二節で斜対肢を後方へ運歩させる動きであるが、空中へ浮揚する瞬間はない。四肢は十分に上がり、後肢は前肢と十分に同調している。

2. 後退を行う間、馬は前方へ進む意欲を維持しながらオン・ザ・ビット*の状態

にあるべきである。

3．次の動作を予期した動きや慌しい動き、騎手の拳に対する反抗や回避、後躯が直線上から逸脱すること、後肢が開いてしまったり動きが不活発であること、前肢をひきずることは重大な過失である。

4．要求された歩数の後退を終えた後、馬はa)四肢を揃えた停止を示すか、或いはb)要求された運歩で直ちに前進する。

5．シーソーとは、2回の後退の間に常歩を入れたものである。流れを損なわない移行にて、要求された歩数で行われるべきものである。

第407条 移行

運歩の変換、及び同一運歩での歩度の変換は正確に指定の標記にて行われるべきものである。運歩のカダンス*は、運歩や動きの変換時点、或いは馬が停止する瞬間まで維持されるものとする。同一運歩内での歩度の移行は、その移行の間を通して同じリズムとカダンス*を維持しつつ、明瞭にその違いを示さなければならない。馬は騎手の拳に対して軽く、沈静で正しい姿勢を保たなければならない。同じことが一つの運動から他の運動への移行、例えばパッサージュからピアッフエ、或いはその反対の場合についても言える。

第408条 ハーフ・ホルト

どの運動項目、或いは移行を行う場合でも、ハーフ・ホルトを用いて表立っては見えない準備を行うべきである。ハーフ・ホルトは騎手の騎座や脚、拳がほとんど同時に協調する動作である。その目的は、馬に運動項目の実施を求めるか、或いは下方または上方への運歩の移行の前に馬の注意力を増し、バランスを向上させるものである。体重を僅かに馬の後躯へ移すことで、後肢のエンゲイジメントと後躯上でのバランスが改善され、前躯の軽快性が得られて全体として馬のバランスが向上する。

第409条 方向変換

1．方向変換では、馬はその描くべき線に沿って体をバンド（屈曲）させ、如何なる抵抗も示さず、或いは運歩やリズム、速度を変えることなく柔軟であり、騎手の指示に従うものとする。

2．方向変換は以下の方法で行うことができる：

- 1) 隅角通過を含め、直角に回転する場合（直径約 6 m の巻乗りの 1 / 4）
- 2) 短斜線と長斜線
- 3) 手前の変換を伴う半巻乗りと半輪乗り
- 4) ハーフ・ビルエットとターン・オン・ザ・ホンチズ*
- 5) 蛇乗り
- 6) ジグザグでの往復手前変換。馬は方向変換の前に一瞬、真直となるべきである。

ジグザグ：方向変換を伴う 3 つ以上のハーフパスを入れた運動項目。

第 4 1 0 条 図 形

馬場馬術課目で求められる図形とは巻乗り、蛇乗り、8 字乗りである。

2 . 蛇 乗 り

アリーナの長蹄跡に接する幾つかのループを伴う蛇乗りは、直線で繋がれた複数の半輪乗りである。中央線を横切る時、馬は短蹄跡に平行となるべきである。半輪乗りの大きさによって直線での繋ぎの長さが変わる。一つのループがアリーナの長蹄跡に接する蛇乗りは、蹄跡から 5 m か 1 0 m の距離で行われる。中央線をめぐる蛇乗りは 1 / 4 ラインの間で行われる。

3 . 8 字 乗 り

この図形は課目の中で規定されているものと同じ大きさの巻乗り、或いは輪乗り 2 個で構成し、互いに 8 の字の中央で接している。騎手は図形の中央で方向転換をする直前に馬体を真直にするものとする。

第 4 1 1 条 二 蹄 跡 運 動

1 . 以下の運動項目を明確に区別しなければならない：

- レッグ・イールディング
- 肩を内へ
- 腰を内へ
- 腰を外へ
- ハーフパス

2 . 二蹄跡運動の目的は：

2 . 1 騎手の扶助に対する馬の従順性を高める。

2 . 2 馬体各部を柔軟にさせ、肩の伸びやかさと後躯の柔軟性を増し、馬の口から項、頸、背、後躯への繋ぎの弾力性を向上させる。

3. レッグ・イールディング

この運動は尋常速歩で行われる（F E I競技にて）。馬は、項の部分で進行方向とは反対側の内方へ幾分屈撓することを除けば、ほぼ真直であり、騎手からは内側の睫毛と鼻孔が僅かに見える程度である。馬の内側肢は外側肢の前を交叉する。レッグ・イールディングは収縮運動ができるようになる前の馬の調教に取り入れるべきものである。その後の調教では、より高度な運動である「肩を内へ」と共に馬を柔軟にし、緊張もなく伸びやかにさせる最善の方法となり、運歩の自由や弾発性、整正さ、及び動きの調和や軽快さ、無理のなさを求められる。

レッグ・イールディングは「斜線上で」行うことができるが、その場合は馬の前駆が僅かに後肢より先行していなければならないものの、馬体はできる限りアーナの長蹄跡に平行であるべきである。これは「壁に沿って」行うこともでき、この場合は馬体が進行方向に向かって約35度の角度となるものとする。

第412条 側方運動

1. 側方運動の主な目的は、後駆のエンゲイジメントを改善してこれを高め、その結果として収縮度を高めることである。

2. 全ての側方運動、即ち「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」では、馬は僅かにベンド（屈曲）し、前駆は異なる蹄跡上を進む。

3. ベンド（屈曲）、或いは顎の柔軟性を強く求め過ぎて運動の流れやバランスを阻害してはならない。

4. 側方運動では常に伸びやかで整正な運歩を保ち、絶えずインパルジョン（推進力）*を維持しつつも関節の柔軟性とカダンス*を維持し、バランスのとれた動きを示さなければならない。騎手が馬体をベンド（屈曲）させることと側方へ動かすことに気を取られるために、インパルジョンが失われてしまうことが多い。

5. 肩を内へ

この運動は収縮速歩で行われる。馬は騎手の内方脚を軸として僅かではあるが一樣にベンド（屈曲）し、約30度の一定な角度にてカダンスを維持する。馬の内方前肢は外方前肢の前を交叉して進み、内方後肢は内方腰部を低下させつつ体下へ踏み込んで外方前肢と同じ蹄跡を踏歩する。馬は進行方向と反対側へベンド（屈曲）する。

6 . 腰を内へ

この運動は収縮速歩、或いは収縮駢歩で行われる。馬は騎手の内方脚を軸として僅かにベンド（屈曲）するが、その度合いは「肩を内へ」よりも深い。約35度の一定な角度を示し、正面或いは背後から見て四蹄跡となっている。前駆は蹄跡上にあり、後駆が内側へ入る。馬の外方肢は内側肢の前を交叉する。馬は進行方向へベンド（屈曲）する。「腰を内へ」に入るには、後駆が蹄跡から離れるか、或いは隅角か輪乗りを行った後に蹄跡へ戻らないものとする。「腰を内へ」の終わりでは、輪乗りを終える場合と同じく、項や頸が反対側に曲がってしまうことなく後駆が蹄跡へ戻る。

7 . 腰を外へ

これは「腰を内へ」とは逆の運動である。前駆が内側へ入るかわりに、後駆は蹄跡上に残る。「腰を外へ」を終えるには、前駆を蹄跡上で後駆に揃える。その他の点では「腰を内へ」で適用した原理と条件が適用できる。

馬は騎手の内方脚を軸として僅かにベンド（屈曲）する。馬の外方肢は内側肢の前を交叉する。馬は進行方向へベンド（屈曲）する。

8 . ハーフパス

ハーフパスは「腰を内へ」の変形であり、壁に沿ってではなく斜線上で行う。これは収縮速歩、或いは収縮駢歩で行うことができる。馬は騎手の内方脚を軸にして体を屈曲させ、進行方向へ僅かにベンド（屈曲）するべきものである。馬はこの運動全体を通して同じカダンスを維持するべきである。肩の可動性を高めて一層自由な動きを求めるには、インパルジョン（推進力）*を維持し、特に内方後肢のエンゲイジメントを高めることが大変重要である。馬体はアリーナの長蹄跡にほぼ平行であり、前駆は僅かに後駆に先行する。

速歩では外方肢が内方肢の前を交叉する。駢歩では前方側方への一連の、飛躍のあるストライドで行われる。

1) Shoulder in
肩を内へ

2) Travers
腰を内へ

3) Renvers
腰を外へ

4) Half-Pass
ハーフパス

5) Leg-yielding

along the wall

壁に沿っての

レッグ・イールディング

6) Leg-yielding

on the diagonal

斜線上での

レッグ・イールディング

第413条 ターン・オン・ザ・ホンチズ、ピルーエット、ハーフ・ピルーエット

1 . 停止から停止までの間のターン・オン・ザ・ホンチズ(180度)

前へ出てゆこうとする動きを維持できるように、旋回の開始時には1歩か2歩の前進が容認される。旋回の間、馬は1点を中心にして回転する。即ち、内方後肢をその地点の近くに維持しつつもその周りを明確な四節で踏歩しながら回転する。前肢と外方後肢は内方後肢の周りを回るが、この内方後肢は重心の方向に明確なリズムで上げ下げを行い、同じ地点が幾分それよりも前方で踏歩する。旋回を終えた後、馬は側方前方へ踏み出すかたちで蹄跡に戻り、次の停止へと移行する。馬は後肢を交叉させることなく蹄跡へ戻る。旋回を行う場合、馬は旋回方向へ屈撓していなければならない。

2 . 常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズ(180度)

停止から停止までの間のターン・オン・ザ・ホンチズと同様の基準を適用する。唯一異なる点は、旋回の前と後に停止をしないことである。旋回を始める前には常歩の歩幅を短縮させるものとする。

3 . **ピルーエット(ハーフ・ピルーエット)**は、馬体の長さに等しい半径で二蹄跡にて行われる360度(180度)の旋回であり、前軀は後軀の周りを旋回する。

3 . 1 ピルーエット(ハーフ・ピルーエット)は通常、収縮常歩か収縮駢歩で行われるが、ピアップフェで行うことも可能である。

3 . 2 ピルーエット(ハーフ・ピルーエット)では、前肢と外方後肢は軸となる内方後肢の周りを旋回するもので、内方後肢は地面を離れる度に同じ位置が僅かに前方へ着地しなければならない。

3 . 3 如何なる運歩でピルーエット(ハーフ・ピルーエット)を行う場合でも、馬は旋回する方向へ僅かにベンド(屈曲)し、軽いコンタクトで「オン・ザ・ピット」の状態を維持しながらスムーズに旋回し、正しいカダンス*と当該運歩での

正しい肢の運びを維持しているべきである。運動全体を通して項は一番高い位置に保たれている。

3.4 ピルーエット（ハーフ・ピルーエット）を行っている間、馬はインパルジョン（推進力）*を維持しており、僅かでも決して後退、或いは横にずれることがあってはならない。

3.5 ピルーエット或いはハーフ・ピルーエットを駈歩で行う場合、騎手は一層の収縮を求めながら馬の完璧な軽快さを維持するべきである。後躯は十分にエンゲイジメントして低下し、関節は十分な屈伸を示している。この運動の重要な点は、ピルーエットを行う前と後の駈歩ストライドである。ピルーエットを行う前に、ストライドが闊達さと真直性、収縮度を増し、また踏歩しながらもバランスを維持しつつピルーエットを完成させることに特徴づけられる。

3.6 ピルーエット（ハーフ・ピルーエット）の良否はその柔軟性と軽快さ、カダンス*、整正さ、及び移行における精度と滑らかさによって評価される。駈歩のピルーエット（ハーフ・ピルーエット）もバランスの良さや前躯の起揚、飛躍の歩数（ピルーエットでは6～8歩、ハーフ・ピルーエットでは3～4歩が望ましい）が評価の対象となる。

第414条 パッサージュ

1. **パッサージュ**とは整然とした、極めて収縮し、極めて高揚した、極めてカダンス*のある速歩である。特徴としては顕著な後躯のエンゲイジメント*、膝や飛節の一層力強い屈伸、優雅な弾発力のある動きがあげられる。各斜対肢は交互に上げ下ろしされるが、カダンス*があり空間に留まる時間の長いものである。

2. 原則として、上げた前肢の蹄先は他方前肢の管の半ばまで上がるべきものとする。上げた後肢の蹄先は、他方後肢球節の少し上まで至るものとする。

3. 頸は起揚して項を最も高い位置に維持して優雅にアーチを描き、鼻梁はほぼ垂直に下がる。馬は軽くソフトにオン・ザ・ビット*の状態であり、常に闊達で際立ったインパルジョン（推進力）*を維持しつつ、目立った努力を要することもカダンス*を変ずることなくパッサージュからピアッフェに、またピアッフェからパッサージュへと円滑に移行できなければならない。

4. 後肢または前肢の不規則な運歩や、前躯または後躯の横揺れ、前肢または後

肢のぎくしゃくした動き、後肢のひきずりは重大な過失である。

第415条 ピアッフェ

1. ピアッフェは極めて収縮され、カダンスのある、高揚した、その場で行う印象を与える斜対運動である。馬の背は柔軟で弾発力がある。後躯は沈み込む。飛節が活発に動いて後肢がよくエンゲイジメントし、その結果、肩と前肢の可動性が増し、非常に自由かつ軽快な動きとなる。斜対肢は各々、スプリングと均一なカダンス*をもって交互に上げ下ろしされる。

1.1 原則として、上げた前肢の蹄先は他方前肢の管の半ばまで上がるべきものとする。上げた後肢の蹄先は、他方後肢球節の少し上まで至るものとする。

1.2 頸は起揚してアーチを描き、鼻梁は垂直に下がる。馬は軽くソフトなコンタクトを保ちつつ、柔軟な項をもってオン・ザ・ビット*の状態であるものとする。馬体は柔軟でカダンスある調和のとれた動きを示すべきである。

1.3 ピアッフェは如何なる時も闊達なインパルジョン（推進力）*によって生き生きとした動きを示し、完璧なまでにバランスのとれた姿勢を表現していなければならない。その場で運動を行っている印象を与える一方、前進傾向が認められる場合がある。これは、騎手からの指示があれば速やかに前進しようとする気構えの現れである。

1.4 ほんの僅かであっても後ろへ下がること、前肢または後肢の不規則な運歩やぎくしゃくした動き、斜対肢の踏歩が明瞭でないこと、前肢または後肢同士との交叉、前躯や後躯の横揺れ、後肢または前肢が開いてしまうこと、かなりの歩数を前進してしまうことは重大な過失である。

カダンス*やスプリングがなく、性急で左右の高さが異なり、若しくは不整な運歩のピアッフェでは、真のピアッフェと呼べない。

第417条 コレクション

馬にコレクションをとらせる目的は：

1) 騎手の体重が負荷されることで多少とも移動してしまうバランスや釣り合いを改善し、向上させる。

2) 後躯を低下させてエンゲイジメントさせる力を養い、これを増強させ、前躯

の可動性と軽快な動きを求める。

3) イーズ・アンド・キャリジ*を向上させ、かつ乗りやすくする。

1. コレクションは「肩を内へ」、「腰を内へ」、「腰を外へ」、更に「ハーフパス」(第412条)、そして特にハーフ・ホルト(第408条)を用いて培われる。

2. コレクションは、ライダーが一時的ではあるがしばしば繰り返して騎座と脚を使うことにより、馬の関節を柔軟に屈曲させつつ、後肢を体下にエンゲイジメント*させ、そして多少なりとも静止させた拳、或いは控える拳に向って馬を推進し、このインパルジョン(推進力)*が十分に透過するだけの譲りを与えることにより収縮は向上し、達成されるものである。従ってコレクションとは、前進する馬を手綱で押さえて歩幅を狭めることにより達成するものではなく、騎座と両脚の推進によって馬の後肢をより深く体下にエンゲイジメントさせて初めて達成できるものである。

3. しかし、後肢を馬体下へ過剰にエンゲイジメントさせてしまうと、馬体の支持底面が極端に狭められて運動が阻害されてしまう。この場合は四肢で構成する支持底面に対して馬の背中の中の線が伸びて盛り上がり、安定が乱されて馬は調和のとれた正しい態勢をとることが困難となる。

4. 一方、支持底面が広過ぎる馬、即ち後肢を体下にエンゲイジメント*できないか、或いはしようとしぬ馬は、後軀の活発な動きから生まれる闊達なインパルジョン(推進力)*と共にイーズ・アンド・キャリジ*を特徴とする、満足ゆくコレクションを達成することは決してできない。

5. 収縮歩度における馬の頭頸の態勢は、当然ながら調教の進度により、またある程度は馬の体型によって異なる。頸は伸びやかに起揚してキ甲から一番高い位置にある項に至るまで体型に調和した自然なカーブを描き、鼻先は垂直線よりやや前方に出ることで特徴づけられる。

第418条 騎手の姿勢と扶助

1. 全ての運動は、外部からは見えない扶助により、また目につくような騎手の努力なしに行うべきものである。騎手は腰と臀部を柔軟に保ち、大腿部と脚は一定に維持して下方へ十分に伸ばし、バランス良く、弾性を有し、鞍の中央に深く

座り、馬のリズムにスムーズに加わるよう騎乗しなければならない。踵が一番低いポイントとなるべきである。上半身は自然に無理なく真っ直ぐに起こす。両拳は低く下げて互いに接近させて一定に保ち、親指を一番上にして騎座に頼らず保持する。肘と上腕は体に近づけることで、騎手は馬の動きにスムーズかつ自由に付随できる。

2. 騎手の扶助が有効であるか如何により、競技課目で要求されている運動項目が正確に実施できるかが決まる。

常に馬と騎手とが協調しあっているような印象があってしかるべきである。

3. F E I馬場馬術競技会における課目では、両手で手綱を持つことが義務づけられている。

しかし自由演技課目では、4つの運動項目まで片手手綱で騎乗することが許される（審判員のためのガイドラインを参照）。演技を終え、手綱を伸ばして常歩でアリーナから退場する場合は、任意に片手で手綱を取ってもよい。

第420条 国際馬場馬術競技会のカテゴリー

1. 一般規程に従い、国際馬場馬術競技会はC D I*、C D I**（C I M：一般規程の付則Dを参照）、C D I***、C D I - W、C D I O、選手権大会、地域大会、オリンピック大会に分類され、これら競技会に関する特別規程に別段の記載がない限り、以降の条項に記載の諸規程に準じて実施しなければならない。

2. 振興目的の馬場馬術競技会

F E Iはヨーロッパ域外*と北米域外*でいわゆる「振興目的の馬場馬術競技会」の開催を認める。これらの競技会は貸与馬方式でも行うことができる。セントジョージ賞典レベルまでの振興目的の馬場馬術競技会を国内競技会として開催することができるが、主催国N FからF E Iへの報告が必要である。これらの競技会の競技場審判団にはF E I審判員を最低1名は含めるものとする。

注記*：西ヨーロッパと北米域外からの国だけを招待するという条件であれば、振興目的の馬場馬術競技会をヨーロッパや北米で開催することもできる。

3. 国内競技会（一般規程の第105条を参照）

4. CDI-W

ワールドカップ競技が行われる競技会は「W」の文字を付して示す。ワールドカップの馬場馬術競技規程も参照のこと。

5. CDI*/**/**で非公式団体競技は認められない。公式団体競技についてはCDIOを参照のこと。

6. CDIO

6.1 選手の出場資格

6.1.1 原則として、CDIOへは諸外国からの選手が国数に制限なく参加できる（一般規程の第120条4も参照のこと）。

6.1.2 CDIOのタイトルを掲げるには6チーム以上（1NFにつき1チーム）が招待され、最低3チームが出場していなければならない。

6.2 優先順位

一般規程に基づき、CDIO**/**はCDI***とCDI**に優先する。CDI-WはCDI***に優先する。

6.3 団体競技

6.3.1 公式グランプリ団体競技をプログラムに組み込まなければならない。チーム構成は同一国籍の選手で3名以上、4名以内とする。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

7. 選手権大会

本規程の第5章を参照のこと。

8. 地域大会

これらの競技会規程はFEI事務総長の承認を受けなければならない。

9. オリンピック大会

オリンピック大会の馬術競技会規程を参照のこと。

10. 基準

（選手の能力資格、審判員、パスポート要件などの）基準については本規程集末の表を参照。

第421条 競技課目

各競技にはそれぞれの競技課目がある。シニア対象の公式馬場馬術競技課目はF E I理事会の権限で発表され、如何なる場合でもF E I馬場馬術委員会の許可なく変更したり、或いは簡略化することは認められない。競技課目は以下の通り：

1. ヤングホース対象の課目：

- 1.1 4歳馬用課目（国内競技会での使用に限る）
- 1.2 5歳馬用課目
- 1.3 6歳馬用課目

3. インターメディエイトI - 比較的上級レベル

同課目の目的は馬の心身を損なうことなく、セントジョージ賞典課目を正しく実施できる段階から、要求度の高いインターメディエイトへと漸進的に馬を調教することにある。

5. グランプリ - 最上級レベル

グランプリは最上級レベルの馬術競技であり、抵抗が全くなく完璧なまでに発達したコレクションとインパルジョン（推進力）*を特徴とする、馬の完成された軽快さを具現するものである。この課目には馬術調教におけるあらゆる調教歩法と古典的高等馬術の全ての基本的形態が盛り込まれており、前肢を極端に伸展させる人為的歩法はこれに含まれない。従ってほとんどの国でもはや行われなくなっている跳躍運動項目は、このグランプリ課目に入れない。

7. 自由演技課目

これはポニー、ジュニア、ヤングライダー、インターメディエイトI、或いはグランプリ・レベルで音楽に合わせて行われる芸術的馬術競技である。これには同レベルの競技課目と同様の、馬術調教における全ての歩法と古典的高等馬術の基本的素養が盛り込まれている。しかしながら選手は規定時間内で自由に演技を構成することができる。この課目では全ての運動と移行において人馬間の調和と一体感を明確に表現しなければならない。

8. 他の課目

C D I O / C D I では公式F E I競技課目以外の課目を使用することはできない。

ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダーの公式馬場馬術競技課目はヤングライダー、ジュニア、ポニーライダーの各競技会規程に記載されている。これらの

競技課目の何れかがシニア競技会に使用される場合は、**F E I馬場馬術委員会から事前の同意を受けている場合に限り**、その参加条件を第422条に明記されている通りとする。F E I世界馬場馬術チャレンジ課目にもこれを適用する。

第422条 参加条件

1. 選手は16歳の誕生日を迎える年から**国際シニア競技会**へ出場できる。

3. 種類を問わず**7歳以上**(グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリを含むグランプリ課目では**8歳以上**)であり、キ甲の高さが蹄鉄をはいた状態で149cmを超える馬は、1日につき一競技に出場できる。年齢は生まれた年の1月1日(南半球では8月1日)から数える。但し、以下の制限を適用する:

4. セントジョージ賞典

この競技には次の馬を除く全ての馬が出場できる:

指名申込日以前に**C D I O**、選手権大会、オリンピック大会のグランプリで上位**15**位までに入った馬、或いは**C D I *****または**C D I O**のインターメディアイトで**3回**優勝している馬。

・馬がその後、他の選手により取得された場合はこの規則を適用しない。

5. インターメディアイトI

この競技には次の馬を除く全ての馬が出場できる:

指名申込日以前に**C D I O**、選手権大会、オリンピック大会のグランプリで上位**15**位までに入った馬、或いは**C D I *****或いは**C D I O**のインターメディアイトで**3回**優勝している馬。

・馬がその後、他の選手により取得された場合はこの規則を適用しない。

6. 自由演技インターメディアイトI競技

この競技は**セントジョージ賞典**、或いは**インターメディアイトI競技**で出場資格を得た上位**15**名までの選手/馬で、事前に自由演技への出場を申告している者に出場を限定し、またその出場を義務付ける。選手は1頭の馬でのみ出場できる。

7. インターメディアイト

この競技には**全ての馬**が出場できる。

8 . グランプリ

この競技には全ての馬が出場できる（第448条も参照のこと）。

9 . 選択

C D I ***競技会にて、グランプリ競技の後にグランプリ・スペシャルと自由演技グランプリが予定されている場合、選手はグランプリの抽選を行う前にどちらへの参加資格獲得を希望するかを申告しなければならない。同一馬で参加できるのはどちらかの競技のみとする。

10 . グランプリ・スペシャル

グランプリ・スペシャルは、グランプリ競技終了後にのみ開催を予定することができる。C D I ***では、グランプリ・スペシャルへの出場意思を申告した人馬であり、グランプリ競技で出場資格を得た上位6組以上、15組以内（**但し、第15位で同率の人馬も含める**）の人馬コンビネーションを対象とするグランプリ・スペシャルを開催しなければならない。6組未満の人馬コンビネーションが出場資格を得た場合は、全員が出場できる。グランプリ・スペシャルへの出場権を獲得したい意向を表明した選手は、この出場資格を得た場合にはこれに出場しなければならない。選手は1頭の馬でのみ出場できる。C D I O、選手権大会、オリンピック大会については第448条と第455条を参照のこと。

11 . 自由演技グランプリ

自由演技グランプリは、グランプリ競技終了後にのみ開催を予定することができる。C D I -Wでは自由演技グランプリは必須である。C D I ***では任意であり、グランプリ競技で出場資格を得た上位6組以上、15組以内（**第15位で同率の人馬を含む**）の人馬コンビネーションのみ出場できる。6組未満の人馬コンビネーションが出場資格を得た場合は、全員が出場できる。自由演技グランプリへの出場権を獲得したい意向を表明した選手は、この出場資格を得た場合にはこれに出場しなければならない。選手は1頭の馬でのみ出場できる。C D I O、選手権大会、オリンピック大会については第448条と第455条を参照のこと。

12 . 自由演技への出場資格獲得スコア

自由演技競技に出場するには、予選クラスで55%以上のスコアを獲得しなければならない。

13 . 一競技につき選手が騎乗できる馬の頭数

C D I *、C D I **、C D I ***の各競技で選手が騎乗できる馬の頭数は、**組織委**

員会の決定に任される。但し、自由演技課目では各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。この規則はC D I Oにも適用されるが、グランプリは例外として各選手とも1頭の馬にのみ騎乗が認められる(第448条も参照のこと)。

しかしながら、組織委員会が競技会実施要項の中で幾つかの競技について各選手に2頭以上の騎乗を認めている場合、仮に申込締切日までに指名参加申込が予想以上に多くなった時はこの条項を取り消すこともあるとの但し書きを付すことが望ましい。

14. 一競技への出場選手数が40名を超える場合、組織委員会はこの競技を2日間に分けて実施することも考慮できる。これに伴うタイムテーブルの変更は如何なるものもF E I事務総長の同意を得るべきである。

15. 競技レベル

しかしながら、如何なる競技会でも同一人馬のコンビネーションが同一レベルの競技に出場できるのは以下の通りとする; セントジョージ賞典とインターメディアエイト (自由演技を含む)、或いはインターメディアエイト とグランプリ(グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリを含む)。

スモールツアー: セントジョージ賞典 - インターメディアエイトI - 自由演技インターメディアエイトI

ビッグツアー: インターメディアエイト - グランプリ - グランプリ・スペシャル - 自由演技グランプリ

16. コンソレーション競技

グランプリ・スペシャル、或いは自由演技グランプリへの出場資格を得られなかった馬は、コンソレーション課目(グランプリかグランプリ・スペシャル)が予定されていればこれに参加できる。しかしコンソレーション競技が予定されていても、この成績でF E I世界馬場馬術ランキング・リストにカウントされるランキング・ポイント、或いは選手権大会やオリンピック大会への如何なる出場資格ポイントも与えられることはなく、賞金は世界馬場馬術ランキング・リスト予選競技における金額よりも低くなければならない。コンソレーション競技は実施要項と成績リストに明示しなければならない。

17. 馬の調教

C D I / C D I Oに出場する馬については、当該競技会の第1競技が行われる4

日前から競技会開催期間を通して、競技会が行われる町の内外でこの馬の選手以外の者、或いはそのチームに属する他のメンバーが騎乗して調教すると、如何なる場合でも失格となる。

競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（110cmまで）を携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

如何なる状況においても厩舎内で馬の調教を行うことは許されない。

馬の健康とウェルフェアのために配属された獣医師、或いは認可を受けた競技会 F E I 役員による許可がない限り、如何なる目的でも馬を厩舎、競技区域、或いはスチュワード管轄区域から退出させることはできない。

18 . 能力証明書

オリンピック大会、シニア世界選手権大会、シニア・ヨーロッパ選手権大会では、参加申込を行った全ての人馬コンビネーションについて C D I ***と C D I O の競技会成績に基づく所属 N F からの能力確認（証明書）が必要である。全ての F E I 世界選手権大会とヨーロッパ選手権大会、及びオリンピック大会については、大会ごとに資格認定基準が策定される。特定の競技会で、F E I 名簿に掲載されている公認国際審判員であり、選手とは異なる国籍の公認国際審判員から獲得したスコアがカウントされる。

19 . シニア馬場馬術競技会における競技順序

- ・ セントジョージ賞典
- ・ セントジョージ賞典 - インターメディエイト I
- ・ セントジョージ賞典 - インターメディエイト I か自由演技インターメディエイト I の選択
- ・ セントジョージ賞典 - インターメディエイト I - 自由演技インターメディエイト I
- ・ インターメディエイト I
- ・ インターメディエイト I - 自由演技インターメディエイト I
- ・ インターメディエイト II - グランプリ
- ・ グランプリ - グランプリ・スペシャルか自由演技グランプリの選択

- ・ C D I O と選手権大会での選手権競技方式：
グランプリ - グランプリ・スペシャル - 自由演技グランプリ

コンソレーション競技：
グランプリか自由演技グランプリ（第422条16を参照）

第423条 招待と参加申込

C D I、C D I O、選手権大会の参加申込は、一般規程の第121条に記載の通り、N F が3段階に分けて行うものとする。

招待は当該N Fを通じて送付される。ヨーロッパのC D I***では各国2名以上の選手構成で6ヶ国以上+補欠として3ヶ国が招待を受けるものとし、また招待の受理がなければならない。如何なる場合でも、主催者は外国人選手数よりも多くの自国選手を招待できない。該当するN Fは競技会へ派遣する選手を最終選考する。

実施要項案には当該競技会に招待される6ヶ国以上のN F名+補欠のN F名、各N Fにつき招待を受ける選手数のリストを記載し、競技会開催日の遅くとも16週間前までにF E I事務局へ送付しなければならない。

個人招待 / C D I* 或いはC D I - Wに限定したワイルドカード**

1. 全てのC D I*** / C D I - Wについて、主催者は上記に加えて個別に2名の追加選手を各々のN Fを通して招待する権利を有する。

2. 全てのC D I*** / C D I - Wについて、F E Iは招待国N Fと選手に加えて1枚のワイルドカードを発給する権利を有する。

F E Iワイルドカードの申請は、指名参加申込の締め切り日までに選手の所属N Fを通してF E I馬場馬術部門へ提出するものとする。

第424条 出場人馬の申告

C D I Oと地域大会、オリンピック大会について別段の記載がある場合を除き、次の規則を適用する：

1. 出場人馬の申告は抽選の2時間前までに行わなければならない。抽選の正確な時刻は実施要項に公示される。

2. 出場者として発表されている選手と / 或いは馬が病気になったり、事故に遭った場合、この選手と / 或いは馬は当該競技開始の1時間前までに医師と / 或いは F E I 獣医師代表からの診断書を提出のうえ、競技場審判団の承認を受けて、公式に参加申請しており / 或いは出場資格を取得している別の選手と / 或いは馬と交代させることができる。出場を取り止めた選手、或いは馬はチームメンバーとしても個人としても参加できなくなる。

交代した選手は当該競技で最初に出場するものとし、その他の選手については順次、出場時刻が調整される。

第425条 スタート・オーダーの抽選

1. 抽選は競技ごとに行う。競技場審判団の審判長と外国人審判員、技術代表、及びチーム監督が馬の管理責任者の臨席をもって行わなければならない。権限のない人物の入場は認めるべきではない。

2. 個人競技

個人競技のスタート・オーダー抽選は国籍に関係なく行うものとする。選手が2頭以上の馬に騎乗する場合は、スタート・オーダーを調整して1時間以上の間隔を設けなければならない。

2.1 C D I : グランプリ競技については主催者が次の方法から選択できる :

- a) 通常の抽選 : 或いは
- b) 世界馬場馬術ランキング・リストのリバースオーダー（逆順）で5名ずつのグループにて行う抽選。（リストに掲載されていないライダーから先に抽選を行う。）

何れのタイプの抽選を採用するかは実施要項に記載しなければならない。

2.2 C D I - W : グランプリの抽選は、世界ランキング・リストのリバースオーダー（逆順）で5名ずつのグループにて行う。2.1.bを参照のこと。

3. C D I O と選手権大会 : 団体選手と個人選手を含む団体競技のスタート・オーダー抽選は次の要領で行う :

3.1 各チームの監督は、チーム内におけるチームメンバーのスタート・オーダーを決定する。チーム監督は、遅くとも抽選開始の1時間前までにチーム内選手の出場順番を記載した書類を封筒に入れ、これに封をして競技委員長へ届

けなければならない。

3.2 出場選手の総数に相当する番号票を容器に入れ、国籍に関係なく個人選手のスターティング・オーダー決定の抽選を行う。

3.3 続いて出場チーム総数に相当する番号票を容器に入れてチームのスターティング・オーダー決定の抽選を行う。

~~**3.4** 続いて1、2、3などの番号票を容器に入れる。1番目の出場チームの選手/馬から1組の名前が呼ばれ、そこで引かれた番号が当該選手/馬の所属チーム内におけるスターティング・オーダーとなる。このチームの選手/馬が全員抽選を終えてから2番目の出場チーム、3番目の出場チームが同様の手順を踏む。~~

3.5 出場選手が申告されたならば、抽選を行う前にできるだけ速やかに空白のスターティング・リストを作成する。

抽選でスターティング・オーダーが決定した個人選手をスターティング・リストに書き入れる。続いて団体選手を抽選で決定した番号の空欄に順次書き入れる。

4. インターメディアイト 競技に出場資格がない選手/馬(第422条を参照)が、正規の競技終了後に審査なしで同課目の演技を行いたいとする場合は、特別に抽選を行ってスターティング・オーダーを決定しなければならない。

5. グランプリ・スペシャル

全てのCDI競技会において、グランプリ・スペシャルのスターティング・オーダー決定には5名ずつのグループで抽選を行う。第11位から第15位までの選手グループが先ず抽選を行い、続いて第6位から第10位までの選手グループ、最後に第1位から第5位までの選手グループが抽選を行う。即ち上位5組の人馬が最後に出場することとなる。

6. 自由演技課目

全てのCDI競技会において、自由演技課目のスターティング・オーダー決定には5名ずつのグループで抽選を行う。第11位から第15位までの選手グループで先ず抽選を行い、続いて第6位から第10位までの選手グループ、最後に第1位から第5位までのグループが抽選を行う。即ち、上位5組の人馬が最後に出場することとなる。

自由演技インターメディアイトI出場に向けて、セントジョージ賞典とインターメディアイトIの両方から予選通過してくる場合は、セントジョージ賞典で出場資格を得た人馬コンビネーションがインターメディアイトIからの人馬コンビネーションよりも先に5名ずつのグループで抽選を行う。

7. 貸与馬

貸与馬競技。スターティング・オーダーの抽選については付則4を参照のこと。

8. 地域大会

地域大会の団体課目については、第425条3に準じて通常の抽選を適用する。個人競技については、5名ずつのグループに分けて抽選を行う。第11位から第15位までの選手グループが最初の出場となる。

第426条 重量

制限 / 限定なし

第427条 服装

1. 民間人：CDI***、CDIO、選手権大会、地域大会、オリンピック大会では黒か濃紺の燕尾服（他の色彩でも申請があった場合には、FEI馬場馬術委員会が認める場合もある）、シルクハット*、白かオフホワイトのキュロット、ストックタイ、手袋、黒の長靴、拍車を着用しなければならない。CDI*とCDI**では黒か濃紺のジャケット（上記を参照）と山高帽か獵騎帽を着用してもよい。この他の国際競技会においても特別規程に別段の記載がなければ、この服装が望ましい。

2. 軍人、警察官などは全ての国際競技会において民間人と同様の服装でも、或いは制服を着用しても構わない。制服は軍隊直属の隊員と警察官ばかりでなく、軍事施設や国立牧場 / 学校 / 協会のメンバー、従業員、或いは学生にも適用する。

3. 拍車は金属製でなければならない。柄は騎手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐに後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかでなければならない。輪拍の場合は輪の部分がスムーズに自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（"Impuls" spur インパルス拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。

第428条 馬装

1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン式鼻革はきつく締めすぎて馬を傷つけてはならない。グルメット留め革、及びゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。**勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。**サドルカバーの使用は認められない。

2. 銜

小勒銜と大勒銜は金属製か硬質のプラスチックでなければならず、またゴムで覆った状態に製造されたものも認められる（**購入後に何かで銜を覆うこと、及び弾力のあるゴム性の銜は認められない。**）。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は10 cmまでとする。可動式の銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを10 cmまでとする。小勒の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。

3. 鞭

全ての国際競技会において、**アリーナ（競技用馬場）**で競技中に如何なる種類の鞭も携帯することはできない。これに違反した場合は失権となる。但し練習用馬場で、全長が110 cm以内の鞭を1本使用することは認められる。**鞭はアリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は各審判員から4点の減点となる。**

競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（110 cmまで）を携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

4. 装具

マルタンガール、胸あて、ビットガード、（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネイザル・ストリップなどの）装具、如何なる種類の交突当や肢巻、更に耳覆いなどを含む如何なる種類の遮眼帯もその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

リボンや花などの非常に派手な飾りを馬の尾などに施すことは厳しく禁止されている。しかし馬のたてがみや尾を通常のやり方で編み込むことは許可される。

人工の尾はF E Iから事前に許可を得ている場合に限り、使用が認められる。このような許可の申請には写真と獣医師の証明書を添えて直接、**F E I馬場馬術部門**へ提出しなければならない。**ホックや紐穴を除いて**、人工の尾には金属部分があってはならない。

蠅除け頭巾は馬を虫から保護する目的でのみ認められる。異例な状況下においてのみ、競技場審判団の審判長/**技術代表**の判断で許可される。蠅除け頭巾は控えめなものとし、馬の目を覆うものであってはならない。

5. 馬装の確認

スチュワード1名を任命して、各馬がアリーナ（競技場）を出たところで直ちに馬装点検を行わせる。如何なる違反も直ちに失権となる。馬によっては口が過敏で触られるのを嫌がるため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない（F E Iスチュワード・マニュアルを参照）。

スチュワードは頭絡の確認の際には使い捨ての手術用/**保護用**手袋を着用しなければならない（各馬につき1組の手袋）。

6. ウォーミングアップとトレーニング用馬場

前記1項と4項はウォーミングアップ用アリーナや他のトレーニング用馬場でも適用される。但し、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒、ランニング・マルタンガール（水勒につける場合のみ）、交突当、肢巻、サイドレーン両側に1本ずつ（調馬索1本使用の調馬索運動の場合のみ）、耳覆いの使用が認められる。

7. 個体確認番号

各馬には、到着時に主催者から提供される個体識別番号を競技の間を通して装着していなければならない。スチュワードを含む如何なる役員でも馬の個体識別ができるよう、（到着時から競技会終了まで）実際に競技を行っている間、また練習及び調教用馬場で運動を行っている如何なる時も、或いは曳き馬で歩かせている時もこの番号を付けることが義務付けられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合は競技場審判団から当該選手に罰金が課せられる。

許可されている銜の図と説明

各種大勒頭絡の銜

小勒銜：

- 1．ルースリング小勒銜
- 2．a,b,c 段節のある銜身の小勒銜で、中央の部分は丸みをもたせたもの
- 2．d 中央部分が回転する小勒銜
- 3．オリーブ形小勒銜
- 4．枝付き小勒銜

各種水勒銜

- 11．中央部分が回転する水勒銜

第428条1

カブソン式鼻革、小勒銜、グルメット付き大勒銜を備えた二重頭絡の例
許可される馬場馬術用鞍の例

第429条 アリーナと練習用馬場（図については付則11を参照）

1．オリンピック大会、地域大会、選手権大会、他の全ての国際競技会では技術代表、外国人審判員、或いは審判長によるアリーナの点検と承認が必要である。

2．アリーナ（競技用馬場）

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線、或いは長蹄跡での高低差は如何なる場合も0.50m以内、短蹄跡では如何なる場合も0.20m以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値は馬場柵の内側を測定した値とし、この柵は観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れていなければならない。馬場柵そのものは高さ約30cmの低い白色のフェンス（レールは硬質であってはならない）で構築するものとする。A地点の馬場柵部分は選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。フェンスのレール部分は馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。

F E I選手権大会とF E Iワールドカップ馬場馬術競技会については、馬場馬術用アリーナ・フェンスでの広報権は唯一F E Iに帰属する。これらの競技会において、組織委員会は合意を受けてF E Iより広告スペースを獲得できる。

他の国際競技会については下記を適用する；アリーナ・フェンスに広告を掲げる場合は黒での記載に限って認められ、A地点は除いて、標記の両側は各々1.5m以上を**広告のないスペース**としなければならない。MCHの短蹄跡側は完全に**広告のないスペース**としなければならない。B地点とE地点の両側は各々3m以上のスペースをあける。従って、ルールには最長4.4mまで広告を掲げることが認められることとなる。広告の設置方法は常識の範囲で行い、長蹄跡に沿った広告掲示は正確に対称な設置とする。

スポンサーの商標やロゴを掲げる場合は高さを20cm以内とし、**馬場馬術用**アリーナ・フェンスの上端に合わせる。広告はアリーナ・フェンスの内側にのみ設置することができ、FEIとテレビ放映局との合意については必要条件を尊重しなければならない。

柵に掲示する広告は、如何なるものも事前に**FEI**、外国人審判員、**或いは**外国人技術代表の承認を受けなければならない。

3. 標記

馬場柵の外側に設置する標記は、フェンスから50cmほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。

4. 中央線

中央線を印すことは奨励される場所であるが、組織委員会の判断に任される。中央線を示す場合は明確でありながらも控えめでなければならない。D、L、X、I、G地点を印してはならない。自由演技課目とヤングホース用課目については、中央線を印すことは奨励されない。

5. 審判員の配置

3名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならないが、屋外競技ではアリーナから3m以上、5m以内の離れた位置とする。屋内競技の場合は3m以上離すことが望ましい。主任審判員(C)は中央線の延長線上に、またその他の2名(MとH)は長蹄跡の延長線上より内側へ2.50mの位置に配置する。サイドの審判員2名(BとE)は各々のB、Eでアリーナから3m以上、5m以内の離れた位置に配置するが、屋内競技では3m以上離すことが望ましい。審判員が3名の場合は、1名が長蹄跡側に座るべきである。**第437条を参照のこと。**

6. 審判員用ブース

各審判員には個別のブースか台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm（自由演技課目ではもう少し高い方がよい）とし、馬場全体がよく見えるようにする。ブース/小屋は十分に3名を収容できる大きさのものでなければならない。E地点とB地点に設置する審判員用ブースは、両サイドに窓がなければならない。

7. 小休止

6～8名の選手が演技を終える毎に10分間程度の休憩を入れて、馬場の表面を整備しなければならない。

馬場馬術競技の間に入れる小休止、或いは休憩は如何なる場合も2時間（昼食など）を超えてはならず、また他の競技をその間で行ってはならない。

しかしながら、一競技への出場選手数が40名を超える場合、組織委員会はこの競技を2日間に分けて実施することも考慮できる。

極度な天候状態、或いは他の極度な状況が発生している間、審判長はベルを鳴らして演技を中断させることができる。状況が許すようになった段階で、当該選手は戻って演技を終了させるものとする。

8. アリーナ（競技用馬場）への入場

アリーナへ入場する前に外周を騎乗して回ることが実質的に困難な屋内競技については、ベルの合図前に60秒間、選手にアリーナへの入場を認めなければならない。ベルの合図後、状況が許せば選手は一度アリーナを出てから演技を開始しなければならない。

C地点の審判員はベルと時計/時間に責任を有する。45/60秒を示す時計は、選手に明確に見えるようにするべきである。

9. アリーナ（競技用馬場）でのトレーニング

選手/馬は競技で演技を行う場合、或いは組織委員会の裁量によりメイン・アリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、如何なる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる。（下記参照）如何なる例外も技術代表か審判長の承認が必要である。

10. 練習用アリーナ

望ましくは競技会の第1競技開催の2日以上前から選手が自由に使用できる広さ60m×20mの練習用アリーナを、少なくとも1つは設置しなければならない。このアリーナはできれば競技用アリーナと同じグラウンド条件とするべきである。

60m×20mの練習用アリーナを提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記しなければならない。**審判長、外国人審判員、或いはチーフ・スチュワードの要請に応じ、組織委員会はスチュワードを配置してトレーニング区域の監視に当たらせなければならない。この区域は遅くとも競技開始の3時間前、或いは朝、厩舎が開く時間から開放するものとする。**

11. 技術面での不備

自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ体制がない場合、選手は審判長の許可を得てアリーナを出ることができる。他の選手の出場時刻にはできるだけ影響を与えないように配慮し、当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯が競技終了後に戻って演技を終了させるか、或いは演技をやり直す。審判長は当該選手と話し合い、演技再開の時間を決定する。始めから演技をやり直すか、或いは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の決定に任される。但し、如何なる場合も既に与えられた点数は変更しない。

第430条 競技課目の実施

2. 経路違反

選手が「経路違反」（回転を間違えたり、或いは運動項目を抜かすなど）を犯した場合、主任審判員はベルを鳴らして同選手に警告する。主任審判員は必要であればどこから演技をやり直すか、次に行く運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」を犯してもベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合、例えば中間速歩から収縮常歩への移行をK地点ではなくV地点で行ったり、或いはA地点より中央線を駈歩で進みL地点ではなくD地点でピルーエットを行った場合などにベルを鳴らすか否かは主任審判員が判断する。**しかし経路違反でベルが鳴らされず、同一の運動項目が当該課目の中で要求されており、当該選手がまた同じ誤りを犯した場合には、1回の誤りについてのみ減点される。**

経路違反か否かの判断は主任審判員が行う。これに従って、その他の審判員のス

コアが調整される。

3. 減点

「経路違反」は上記の場合を除いてベルが鳴らされても鳴らされなくても減点されるべきものである：

- 1回目 2点
- 2回目 4点
- 3回目 失権

4. 運動項目の誤り

選手が「運動項目の誤り」（速歩ではなく軽速歩をとったり、或いは敬礼時に片手で手綱を持たないなど）を犯した場合は「経路違反」と同様に減点されなければならない。主任審判員が経路違反と判断（ベルを鳴らす）しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

5. 気付かれなかった誤り

競技場審判団が誤りに気が付かない時は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われる。

6. 減点

減点は選手が得た合計得点から各審判員の審査用紙にて差し引かれる。

7. 跛行

著しい跛行が見られる場合、主任審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

8. 所定地点での運動項目の実施

アリーナ（競技場）のある所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体はその地点上に来た時に行うものとする。但し、標記が置かれている地点に向かう斜線または直角線上で、馬が標記に近づいて行う移行の場合を除く。この場合は馬が移行で真直ぐとなるよう、馬の鼻先が標記の置かれた蹄跡上に達した時点で移行を行わなければならない。

9. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手はできるだけ早くA地点よりアリーナ（競技場）へ入らなければならない。ベルの合図後45秒以内にアリーナ（競技場）へ入場しなかった場合は失権となる。開始の合図前にアリーナ（競技場）へ入った選手についても同様に失権となる。**C地点の審判員はベルと時計/時間に責任を有する。45/60秒を示す時計は、選手に明確に見えるようにするべきである。**

10. 敬礼

選手は敬礼の際、手綱を片手で持たなければならない。

11. 落馬

人馬転倒、及び選手が落馬した場合でも同選手は失権とならない。選手はこれらが当該運動の実施に与える影響をもって当該項目の得点より減点され、また総合観察（3番と/或いは4番の項目）でも減点される。

12. 競技中にアリーナから出た場合

A地点より入場してから退場するまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢全部がアリーナから出てしまった場合は失権となる。

13. 反抗

如何なる反抗も演技を20秒以上中断させた場合は失権となる。**しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険が及ぶと思われる反抗については、安全上の理由から20秒よりも早い時点で失権となる。**

14. 課目の開始/終了

課目はA地点からの入場に始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。課目の開始前、或いは終了後における如何なる偶発的出来事も点数に影響を及ぼさない。選手は競技課目に記載された方法でアリーナから退場しなければならない。

15. 外部からの援助

音声や合図など外部からの如何なる**援助**も選手、或いは馬への**不法、或いは許可されない**援助と見なされる。**積極的な**援助を受けた選手、或いは馬は失権となる。

16. 自由演技課目に関する詳細

選手は音楽が始まってから20秒以内にアリーナ（競技用馬場）へ入場しなければならない。20秒を超えた場合は失権となる。音楽は最後の敬礼で終わらな

ればならない。

自由演技課目の始めと終わりでは停止して敬礼することが義務づけられている。
演技時間は選手が停止の後に前進を始めた時にスタートとなる。

詳細については付則 6（自由演技課目における難度の判断に関するガイドライン）を参照のこと

第 4 3 1 条 時 間

自由演技課目の実施時間だけは計測を行う（第 4 2 1 条）。その他の審査用紙に記載されている時間は参考に過ぎない。

第 4 3 2 条 採 点

5．総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、**F E I 馬場馬術委員会**が定めた係数を設けることができる。

第 4 3 3 条 審査用紙

2．また審判員の観察所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも 5 点以下を与えた場合は、**所見を与えることが強く推奨される**。

3．ワールドカップ決勝大会、シニア大陸選手権大会、世界選手権大会、オリンピック大会で入賞した人馬の審査用紙のオリジナルは、各審判員が各選手に与えた合計**得点率**を明記したリストを含む各競技成績と共に、組織委員会が F E I 事務総長へ送付しなければならない。審査用紙の複写は選手へ渡すべきである。

4．C D I * / ** / *** と C D I O での審査用紙については、そのオリジナルを競技終了後に選手へ渡すべきである。複写を F E I へ提出する必要はない。

5．**F E I 馬場馬術課目審査用紙は全て F E I ウェブサイトからダウンロード可能である**。

第 4 3 4 条 順 位

1．各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して**署名した**後に審査用紙が記録係へ渡される。得点は係数が設けられているところでは掛け算を行い、合計する。その後で、競技課目の実施で誤りがあった場合はその減点を各審査用紙に

て差し引く。

2. 順位を決定する合計点は各審査用紙での合計得点 / 得点率を加算して求める。

3. **個人順位**は次の要領で決定する：

3. 1 全ての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手というように決定する。

上位3位までで得点率が同じとなった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点と同点の場合は同順位とする。(C D I O、選手権大会、オリンピック大会については、第459条を参照のこと。)これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位となる。

3. 2 自由演技課目で同じ得点率となった場合は、芸術点の高い選手が上位となる。

4. **団体順位**は次の要領で決定する：

全ての団体競技において優勝チームはチーム内上位3選手の合計得率が最も高いチーム、第2位は次点のチームというように決定する。同点の場合はチーム内上位3選手のうちで最下位の選手の成績が最も高いチームを優勝とする。

第435条 成績の公表

1. 各演技終了後、総合成績と共に各審判員が与えた得点率が個別に仮発表される。

2. 競技の最終順位と総合得点率が発表された後に、各審判員が与えた得点率が各審判員の氏名を付して公表され、新聞にも通知され、最終的にF E Iブリテンへ掲載される(第433条3と比較のこと)。

5. 選手が競技前に出場を取り止める、或いは課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、または「ノ-ショウ(現れず)」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退」、「棄権」、「失権」「ノーショウ」の用語かその短縮文字を表記しなければならない。

6. C D I - Wでは、オープン・スコアリング/ランニング・スコア*の採用が義務付けられ、C D Iでは推奨される。オープン・スコアリングのガイドラインを

参照のこと。

第436条 表彰

1. 参加

入賞した選手 / 馬は表彰式に参加しなければならない。これを怠った選手は入賞（リボン、厩舎プレート、賞品、賞金）が取り消される。服装や馬装は競技中と同様とするが、黒か白の肢巻の着用は認められる。

リボンは表彰式の前に馬の頭絡につけておくべきである。

審判長、**或いは当該クラスにおけるC地点審判員**は表彰式に**臨席**してこれに参加し、必要に応じて上記の手順に例外を認める。

表彰式やホース・インスペクションなど馬が集まるような時は如何なる場合でも、選手と / 或いはグルームは責任をもって行動しなければならない。注意を怠ったり、或いは無責任な行動に対しては警告カードが出されることもある。甚だしい不注意や無責任な行動により事故が発生した場合は、必要に応じてF E I 司法委員会へ報告して更なる措置を講じる。

第437条 競技場審判団

1. 競技場審判団

全ての国際馬場馬術競技において、競技場審判団は5名の審判員で構成しなければならない。しかしC D I *とC D I **では、競技場審判団は3名のみの構成でもよい。

外国人審判員

審判長、或いはその他の競技場審判団メンバー1名が当該国際競技会の開催国とは異なる国籍を有し、開催国とは異なる国に居住している場合は、外国人審判員と見なされる。

地域選手権大会、地域大会、C D I O、C D I ** / ***では、審判長または競技場審判団メンバー1名が外国人審判員として職責を果たし、外国人審判員報告書を作成することが義務づけられる。外国人審判員は実施要項の中で特定しなければならない。

オリンピック大会とシニア選手権大会のグランプリ・レベルでは、F E I 馬場馬

術委員会が7名構成の競技場審判団を任命する。審判長は全てのクラスで審判を行い、他の審判団メンバーは各々が2クラスの審判を行うようローテーションで審判にあたる。

オリンピック大会、及び全ての選手権大会と地域大会では、審判員全員が国籍を異にする者でなければならない。

C D I *では、**スモールツアー・クラス（セントジョージ賞典とインターメディアイト レベル）の競技をF E I馬場馬術委員会の許可を得て、3名構成の競技場審判団で審査してもよい。但し、審判員のうち2名は短蹄跡側（C地点と、H地点かM地点）に、残り1名は反対側の長蹄跡側（B地点かE地点）に配置されるものとする。

地域大会、地域選手権大会（グランプリより下のレベル）、C D I O、C D I *、**ヨーロッパ域外で行われるC D I -Wでは、**F E I馬場馬術委員会**が許可した場合に限り例外的に3名の審判員で審査を行ってもよい。

2．5名（3名構成の場合は3名）の審判員全員が出した**得点率**を合計して**5（3名構成の場合は3）で割り**、順位決定を行わなければならない。

3．各審判員には同一公用語（英語かフランス語）を話し、且つ記述できるセクレタリーを1名ずつ付けなければならない。

4．主任審判員は希望すればセクレタリーの他にもう1名の特別アシスタントを依頼することができる。このアシスタントの任務としては課目の進み具合を追い、同主任審判員に「経路違反」と/或いは「運動項目の誤り」を伝えることである。

5．**シニア選手権大会とオリンピック大会については、F E I馬場馬術委員会**が審判長とその他の競技場審判団メンバーをF E I公認国際審判員リストより任命する。

地域選手権大会、大陸選手権大会、地域大会がヨーロッパ大陸以外で開催される場合には、**F E I馬場馬術委員会**が審判長とその他の競技場審判団メンバーを公認国際審判員リストと/或いは国際審判員リストから任命する。

6．ワールドカップ決勝大会の審判長とその他の競技場審判団メンバーは、**F E**

I馬場馬術委員会が任命する。

ワールドカップ予選競技での審判員は、F E I公認国際審判員と国際審判員リストから選考しなければならない。F E Iから事前の承認を受けて例外的に国際審判員補が1名任命される場合もある。**外国人審判員はF E I馬場馬術委員会**が選考する。F E Iワールドカップ馬場馬術競技会規程を参照のこと。

7 . **国際オリンピック委員会が後援する地域大会については、F E I馬場馬術委員会**が審判長とその他の競技場審判団メンバーをF E I公認国際審判員リストと / 或いは国際審判員リストから任命する。

8 . **C D I Oについては、主催国N Fと組織委員会**がF E Iの合意を得て、審判長とその他の競技場審判団メンバーをF E I公認国際審判員リストと / 或いは国際審判員リストから任命する。

C D I Oでは5名の審判員のうち少なくとも3名は互いに国籍を異にする外国籍の者でなければならない。

9 . **C D I ***については、主催国N Fまたは組織委員会**がF E Iの合意を得て、審判長とその他の競技場審判団メンバーをF E I公認国際審判員リスト、国際審判員リストと / 或いは国際審判員補リストから任命する（第437条15と比較のこと）。

C D I *で競技場審判団が3名構成の場合（スモールツアー）は、少なくとも2名が国籍を異にする外国人審判員とするべきである。5名構成の競技場審判団の場合は、少なくとも3名が国籍を異にする外国人審判員とするべきである。**

10 . **C D I **については、主催国N Fまたは組織委員会**が、審判長とその他の競技場審判団メンバーをF E I公認国際審判員リスト、国際審判員リスト、国際審判員補リストから任命する。**グランプリ・レベルの国内審判員**を1名採用してもよい。

11 . **C D I **で競技場審判団が5名構成の場合は、少なくとも2名が国籍を異にする外国人審判員でなければならない。3名構成の競技場審判団の場合は、少なくとも1名が外国籍でなければならない。**

12. **C D I***では、3名以上で構成する競技場審判団を任命しなければならないが、このうち少なくとも2名はF E I審判員であり、そのうち1名は外国籍でなければならない。国内審判員を1名採用してもよい。

13. **C D I Y / J**では、主催国N Fまたは組織委員会が審判長とその他の競技場審判団メンバーをF E I審判員リストより任命する。国内審判員も1名任命することができる。

3名構成の審判団の場合は、**外国籍の審判員**を少なくとも1名含めなければならない。また5名構成の審判団の場合は少なくとも2名が国籍の異なる外国人審判員でなければならない。

14. オリンピック大会、地域大会、選手権大会、**C D I O**、**C D I*****では、どの競技でも**国際競技場審判団**による審査が義務づけられている。

15. **5名構成**の同一競技場審判団には2名までの国際審判員補を任命することができる。競技場審判団が3名で構成される場合は、1名に限り国際審判員補とすることが許される。

16. **予備審判員**

下級レベルの選手権大会と大会（Games）で**5名の審判員しか任命されていない場合は**、審判員のうち1名が出席できない事態に備えて予備審判員を少なくとも1名任命しなければならない。予備審判員は競技会に臨席していなければならない。

17. 審判長と**/ 或いは**F E I任命の外国人審判員はホ - ス・インスペクションに間に合うよう、現地へ到着していなければならない。

18. 競技場審判団の審判員は全員がF E I公用語2ヶ国語のうち少なくとも1ヶ国語を話し、できればもう1つの言語も理解できることが望ましい。

19. 如何なる競技会においても、審判員1名に対して1日に**約40名**を超える選手の審査を依頼してはならない。

第438条 上訴委員会

一般規程の「上訴委員会」の条項を参照のこと（第154条と第164条）。

ワールドカップ予選を含め、C D I***競技会までは上訴委員会を必要としない。
(一般規程の付則 E)

C D I O、ワールドカップ決勝大会、ワールドカップ・リーグ決勝大会、全ての選手権大会、地域大会、オリンピック大会では上訴委員会を任命しなければならない。

国際審判員補、国際審判員、公認国際審判員、及びこれら何れかのカテゴリーの退役馬場馬術審判員は、上訴委員長 / 上訴委員となることができる。

上訴委員は、競技会の期間中にその他如何なる職務 (C D N クラスでの職務も含め) も兼任することは認められない。

第 4 4 0 条 獣医師代表団と F E I 獣医師代表

1. オリンピック大会、地域大会、選手権大会、C D I O では獣医師代表団を設置しなければならないが、この構成、及び獣医師代表団長と各メンバーの任命は獣医師規程に準ずる。

2. C D I では獣医師規程に従い、組織委員会が任命して F E I 獣医師代表と見なされる獣医師 1 名の待機が求められる。

第 4 4 2 条 ホース・インスペクション、獣医師検査、及び馬のパスポート

ホース・インスペクションと獣医師検査は獣医師規程に準じて行わなければならない。馬のパスポートについては一般規程を参照のこと (第 1 3 9 条)。

第 5 章 C D I O、シニア世界、大陸、地域個人・団体馬場馬術選手権大会、及び大会 (Games)

第 4 4 4 条 C D I O

1. 参加

C D I O はチームと個人選手を対象とする公式国際馬場馬術競技会である。

原則として、C D I O へは諸外国からの選手が国数に制限なく参加できる。(一般規程、第 1 2 0 条 3 も参照のこと)。

しかしながら、C D I Oのタイトルを掲げるには6チーム以上(1 N Fにつき1チーム)が招待され、最低3チームが出場していなければならない。

C D I Oでは、チーム参加に加えて同一N Fから個人選手を参加させることはできない。招待を受けた選手は全員が同一の特典を受けるものとする。

2. 優先順位

一般規程に基づき、全てのC D I OはC D I ***とC D I **に優先する。C D I - WはC D I ***に優先する。

3. チーム

公式グランプリ団体競技をプログラムに組み込まなければならない。チーム構成は同一国籍の選手で3名以上、4名以内とする。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

4. 個人選手

チームを派遣できないN Fは、1名ないし2名の個人選手を各々1頭或いは2頭の馬と共に参加申請することができる。各選手ともグランプリでは1頭の馬にのみ騎乗できる。

5. 開催方式と課目

競技方式：	課目：	参加：
団体競技：	グランプリ課目	全員
個人競技：	グランプリ・スペシャル	グランプリから上位30組
個人競技：	自由演技グランプリ	グランプリ・スペシャルから上位15組

組織委員会はコンソレーション自由演技競技を予定に組み込むことができる。しかしながら、この課目により世界馬場馬術ランキング・リストのポイントを与えられることはなく、授与される賞金は個人競技の賞金額よりも低くなければならない。

6. 抽 選

第425条3を参照のこと。

7. 競技場審判団

審判長とその他の競技場審判団メンバーは、F E Iの合意を受けてN Fと組織委員会により、F E I公認国際審判員リストと/或いはF E I国際審判員リストよ

り任命される。

C D I Oでは、競技場審判団メンバー 5 名のうち少なくとも 3 名は国籍を異にする外国人審判員でなければならない。

8 . 上訴委員会

一般規程に「上訴委員会」の記載がある（第 1 5 4 条と第 1 6 4 条）。

上訴委員長とその他の上訴委員会メンバーは、F E I の合意を受けて N F と組織委員会により任命される。

国際審判員補、国際審判員、公認国際審判員、及びこれら何れかのカテゴリーの退役馬場馬術審判員は、上訴委員長 / 上訴委員となることができる。上訴委員長、或いは上訴委員は、競技会の期間中にその他如何なる職務（C D N クラスでの職務を含む）も兼任することは認められない。

9 . 経費と特典

C D I O** : 賞金額 3 5 . 0 0 0 スイスフラン未満の C D I O

組織委員会は F E I との合意により、厩舎、食事、宿泊に関わる費用の総額を N F へ提供することができる。

C D I O*** : 賞金額 3 5 . 0 0 0 スイスフラン以上の C D I O

一般規程の第 1 3 2 条と第 1 3 3 条 1 に準じた経費と特典。宿泊、食事、厩舎、飼料、渡航経費。

第 4 4 5 条 選手権大会 - 開催運営

1 . 4 年に一度、オリンピック大会と次のオリンピック大会との間の偶数年に、一般規程に定められた優先順位に準じて、世界個人及び団体馬場馬術シニア選手権大会が割り振られる。

2 . 2 年に一度、オリンピック大会と次のオリンピック大会との間の奇数年に、一般規程に定められた優先順位に準じて、大陸個人及び団体馬場馬術シニア選手権大会が割り振られる。

3 . これらの選手権大会は、一般規程と馬場馬術競技会規程（以下に特に修正されている場合を除いて前述の第 2 章と次の第 6 章）に準拠して開催しなければな

らない。ヨ - ロッパ域外から少なくとも6ヶ国、或いは地域予選の参加がなければならない。

4. グランプリ（団体選手権競技）、グランプリ・スペシャル（個人競技）、及び自由演技グランプリ（個人競技）で選手権大会の競技を構成する。

メダルは三競技全てについて授与される。

競技方式：	課目：	参加：
団体競技：	グランプリ課目	全員
個人選手権競技：	グランプリ・スペシャル	グランプリから上位30組
個人選手権競技：	自由演技グランプリ	グランプリ・スペシャルから上位15組

選手権大会では団体選手権競技以外の団体競技は行えず、また選手が各競技で騎乗できるのは1頭のみとする（第420条、第422条と比較のこと）。

組織委員会はコンソレーション自由演技グランプリ競技を予定に組み込むことができる。しかしながら、この課目により世界馬場馬術ランキング・リストのポイントを与えられることはなく、またオリンピック大会などへの出場資格ともならず、授与される賞金は個人競技自由演技グランプリの賞金額よりも低くなければならない。

5. これらの選手権大会は、他のあらゆる国際馬場馬術競技会に優先する。

6. これらの選手権大会の開催前2週間にC D I Oを開催することは認められない。大陸選手権大会については、それが行われる大陸で開催前2週間にC D I Oを開催することはできない。この規則に関する例外は、当該選手権大会の組織委員会との合意によりF E I理事会が定めることができる。

第446条 競技場審判団と技術代表

1. 競技場審判団：

全ての地域選手権大会と地域大会については、F E I馬場馬術委員会が審判長とその他の競技場審判団メンバーを、F E I公認国際審判員リストとF E I国際審判員リストより選考して任命しなければならない（第437条）。

セントジョージ賞典、インターメディアイト、或いはインターメディアイトが予定されている場合は、別に競技場審判団を招かななければならない。

2. 外国人技術代表：

F E I馬場馬術委員会が必要と見なした場合は、地域大会と地域選手権大会について、競技場審判団のメンバーではない外国人技術代表を任命しなければならない。

3. シニア大陸選手権大会、世界選手権大会、オリンピック大会、ワールドカップ・ファイナルについては、F E I馬場馬術委員会により外国人技術代表が任命される。この技術代表は審判長、或いは競技場審判団メンバーであってはならず、F E I技術代表リストから選考される。

4. シニア大陸選手権大会、世界選手権大会、オリンピック大会、ワールドカップ・ファイナル、世界ブリーディング選手権大会で職務を遂行する資格のあるF E I技術代表リストは、F E I事務局が保管する。

このような技術代表の資格は以下の通り：

- 1) F E I国際馬場馬術審判員であり、また
- 2) C D I*** / C D I Oで5回以上、組織委員会のメンバーを務めた経験のあること。

第447条 上訴委員会

国際審判員補、国際審判員、公認国際審判員、及びこれら何れかのカテゴリーの退役馬場馬術審判員は上訴委員長 / 上訴委員メンバーとなることができる。

第448条 競技参加

2. チーム

— N Fから1チームを参加申込できる。各チームは選手3名に馬3頭、或いは選手4名に馬4頭で構成する。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。選手4名構成のチームでは、上位3選手の成績のみをチーム成績にカウントする。

3. チームの代わりに個人選手

チームを派遣できないN Fは、1名か2名の個人選手を各々1頭か2頭の馬で参加申込することができる。グランプリでは各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

4. 選手権大会を開催するN Fは、スモールツアー（セントジョージ賞典と / 或いはインターメディアイトI競技）に、2名の追加選手を各々1頭の馬で参加さ

せる権利がある。

5. インターメディアイト またはグランプリへの参加申込が約40頭を超える場合、主催者は当該競技を班分けして連続した日程で行わなければならない。この場合は同じ競技場審判団が審査を行う。

6. 選手権大会に関連して行われる競技の**特別条件**：

6.1 各選手1頭の馬にて、1チーム、或いは1名ないし2名の個人選手のみを選手権大会に参加申込したNFについては、**スモールツアー**（セントジョージ賞典とインターメディアイトI）が予定されている場合、これに追加選手1名ないし2名を追加の馬合計2頭と共に参加申込できる。

6.2 グランプリに出場する選手は、インターメディアイト が予定されている場合、この競技へは同一馬でのみ出場することができる。

6.3 追加選手と追加馬の経費、及び特典は当該NFの責務とする。組織委員会がこれらの経費と特典を援助することは自由である。

7. **スターティング・オーダーの抽選**

団体競技 第456条を参照のこと

個人競技 第425条を参照のこと

第449条 出場資格

シニア世界馬場馬術選手権大会とシニア大陸馬場馬術選手権大会へは、所定の出場資格基準（第422条）に準じた出場資格のある選手全員が参加できる。

第450条 経費と特典

1. 経費と特典については、一般規程の**第132条と第133条、C D I O***に関する条項**に記載されている。

2. 組織委員会は、公式チームに属する**馬1頭につき1名のグルームの食事代と宿泊費**、及びこれらの馬の厩舎と飼料代を競技会の期間中について負担する。

3. **競技会場と宿泊施設、或いは厩舎が離れている場合には**、組織委員会は審判員全員と上訴委員会メンバー、技術代表、**チーフ・スチュワード**、並びにチーム監督、チームメンバー、個人選手、グルーム、馬を含む公式チームの競技会期間中

の移動用交通手段についても責任を負う。

第451条 順位

1. **団体順位**は以下の通りに決定する：全ての団体競技において、優勝チームはチーム内上位3選手の合計得点率が最も高いチーム、第2位は次点のチーム、以下同様。

同率の場合は、チーム内上位3選手のうちで最下位の選手の成績が最も高いチームを優勝とする。この規則は、第1位と第2位（金と銀）で同率の場合と、オリンピック大会で上位3チームの団体順位決定に関わる場合にのみ適用する。第3位（銅）で同率のチームと、オリンピック大会への出場資格認定が関わっていない場合には当該チームを同順位とする。

2. **個人順位**は以下の通りに決定する：

全ての競技において、優勝者は合計得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手、以下同様。

上位第3位までで同率となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が同点の場合は、C地点審判員の総合観察点で決定する。

その他の順位で同率となった場合は、当該選手に同順位を与える。

自由演技課目で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

団体競技と個人競技で獲得した得点率を合算することはせず、選手は全員が0でスタートする。即ち全員が持ち点0で各競技に臨む。

第452条 賞と賞金

メダル

F E Iメダルが団体選手権競技の上位3チームと、個人選手権の二競技について各々上位3名の個人選手へ贈られる。同点となった場合については、第451条を参照のこと。

第453条 その他

既存の諸規程に網羅されていない状況については、競技場審判団が一般規程と馬場馬術競技会規程に基づいて、公正かつスポーツマンシップに則った順位決定を

行うのに最善と思われる決定を下す。

第454条 競技参加

1. チーム

オリンピック大会の出場資格能力認定手順に準じて出場資格を得たNFは、**3組の人馬コンビネーションで構成する**チームを参加申込でき、上位3組の成績が団体順位決定にカウントされる。

2. チームの代わりの個人選手

オリンピック大会の出場資格能力認定手順に準じて1名ないし2名の個人選手を参加申込する資格を得たNFは、各選手につき馬1頭で参加申込することができる。

3. リザーブ選手/馬

各NFチームにつき1組のリザーブ人馬コンビネーションが認められる。

本章に別段の記載がない限り、団体馬場馬術競技と個人馬場馬術競技は第2章に記載の規則に基づいて行われる。

第455条 競技課目

グランプリ - 団体競技

選手全員が出場しなければならないFEIグランプリ課目は、団体馬場馬術競技である。

グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリ課目 - 個人競技

グランプリ・スペシャル

グランプリ・スペシャルは**第1個人予選競技**であり、その参加は最初のグランプリ課目で上位25組の人馬（同率で第25位も含む）に限定されると共に、その出場が義務づけられる。国際オリンピック委員会憲章に従い、各国とも3名までの選手が出場できる。

自由演技グランプリ課目

自由演技グランプリ課目は**最終個人競技**であり、その参加は**グランプリ・スペシャル**で上位15位までの人馬（同率で第15位も含む）に限定されると共に、その出場が義務づけられる。自由演技課目で得点率が同じとなった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

人馬コンビネーションがグランプリ団体競技に出場できない事態となった場合は、リザーブの人馬コンビネーションにて出場枠を満たす。

(例えば選手と/或いは馬の病気などのため)参加資格を有する人馬コンビネーションが出場できない場合は、当該順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上がり、グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリで認められた出場枠を満たす。第424条を参照のこと。

第456条 スタートイング・オーダー

団体競技

チームと個人選手を含む、団体競技(グランプリ)のスタートイング・オーダーを決定する抽選は以下の要領で行う:

1. 個人選手名を記載したものを容器(A)に入れる。出場選手総数に相当する番号(札)を2つ目の容器(B)に入れる。

個人選手名を容器Aから引き、この選手のスタートイング・オーダーを容器Bから引く。2番目の個人選手名を容器Aから引き、この選手のスタートイング・オーダーを容器Bから引く。全ての個人選手について以下同様。

2. 出場するチーム数に相当する番号(札)を容器(C)に入れ、また別の容器(D)に出場チームの国名を書いたものを入れる。先ずチーム名(国名)を引いてから番号を引き、スタートイング・オーダーを決定する。最後のチームまで同様に行う。

3. 各チームの監督は、チーム内におけるチームメンバーのスタートイング・オーダーを決定する。チーム監督はチーム内のスタートイング・オーダーを記載した書類を封筒に入れ、封をして、遅くとも抽選の1時間前までに競技委員長へ提出しなければならない。

4. スタートイング・リストには先に抽選を行った個人選手を記入する。それからチーム選手を空欄へ順番に入れてゆく。

5. 個人競技におけるスタートイング・オーダーの抽選は以下の要領で行う:

a) **グランプリ・スペシャル**

グランプリ・スペシャルにおけるスタートイング・オーダーの抽選は、第1競技の

グランプリの成績に基づき選手を5名ずつの5グループに分けて行う。第21位～第25位の選手グループが先ず抽選を行い最初の出場グループとなり、第1位～第5位までの選手グループが最後のグループとなる。

b) 自由演技グランプリ

自由演技グランプリ課目のスターティング・オーダーは、グランプリ・スペシャルの成績に基づき選手を5名ずつの3グループに分けて行う。第11位～第15位の選手グループが最初の出場グループとなり、第1位～第5位までの選手グループが最後のグループとなる。

スターティング・オーダーの決定方法は実施要項に記載しなければならない。

第457条 馬の調教

前記の競技に出場する如何なる馬についても、オリンピック大会が行われる市の内外を問わず、団体競技の前から個人競技終了までの滞在期間中に当該選手以外の者が調教を行った場合は失格となる。競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、曳き馬、或いは調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（110cmまで）を携帯することが認められる。グループも上記のように馬を常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

第458条 競技場審判団

第437条を参照のこと。

第459条 順位

1. チーム

優勝チームはチーム選手3名の合計得点が最も高いチーム、第2位は次点のチームというように決定する。

同点の場合は、チーム選手3名のうちで最下位であった選手のグランプリ成績を比較し、これが最も高かった選手のチームを優勝とする。

2. 個人選手

同レベルで評価されるグランプリ・スペシャルと自由演技グランプリは、両方とも最終個人順位にカウントされる。

両競技の順位については、少数点第3位までの得点率が与えられる。これらの得点率を合計して5で割り、当該競技における選手の最終得点率を求める。両競技の得点率を合計して2で割り、最終順位を決定する。各選手の最終成績は得点率で示すべきである。

成績の公表については第435条を参照のこと。

2名の選手が同一の最終スコアを出した場合は、自由演技グランプリの芸術点が高い選手を上位とする。

付則1 獣医検査、ホース・インスペクション、パスポート査閲

獣医規程、第1011条を参照のこと。

付則2 名誉章

1992年1月1日まで

1. 名誉章は次の基準で選手に授与される：

1.1 C D I Oのグランプリで上位第12位までに入った回数が：

- | | | |
|---------------|---|----|
| 12回のC D I Oにて | - | 金章 |
| 8回のC D I Oにて | - | 銀章 |
| 4回のC D I Oにて | - | 銅章 |

1.2 大陸選手権大会のグランプリで上位第12位までの順位はC D I Oでの1回に相当し、世界選手権大会での当該順位はC D I O2回に相当する。

1.3 大陸選手権大会、世界選手権大会、オリンピック大会でのグランプリ・スペシャル出場も、C D I O2回に相当すると見なされる。

1992年1月1日以降

2. 名誉章は次の基準で選手に授与される：

2.1 C D I Oのグランプリで上位第12位までに入った回数が：

- | | | |
|---------------|---|----|
| 12回のC D I Oにて | - | 金章 |
| 8回のC D I Oにて | - | 銀章 |
| 4回のC D I Oにて | - | 銅章 |

2.2 C D I Oの最終個人競技（即ち、グランプリ・スペシャルか自由演技グランプリ）への出場は、C D I O3回に相当する。

2.3 大陸選手権大会、世界選手権大会、ワールドカップ・ファイナル、オリンピック大会での最終個人競技（即ち、グランプリ・スペシャルか自由演技グランプリ）出場は、C D I O 4 回に相当する。

2.4 本規程は1992年1月1日から1995年1月1日まで溯って適用する。

1995年1月1日以降

3. 名誉章は次の基準で選手に授与される：

3.1 C D I O の第1回目個人予選競技（即ち、グランプリ）で上位第12位までに入った回数が：

14回のC D I Oにて	-	金章
10回のC D I Oにて	-	銀章
6回のC D I Oにて	-	銅章

3.2 C D I O の第2回目個人予選競技（即ち、グランプリ・スペシャル）への出場は、C D I O 2 回に相当する。

3.3 大陸選手権大会、世界選手権大会、オリンピック大会の第2回目個人予選競技（即ち、グランプリ・スペシャル）への出場は、C D I O 3 回に相当する。

3.4 C D I O の最終個人競技（即ち、自由演技グランプリ）への出場は、C D I O 3 回に相当する。

3.5 大陸選手権大会、世界選手権大会、ワールドカップ・ファイナル、オリンピック大会の最終個人競技（即ち、自由演技グランプリ）への出場は、C D I O 4 回に相当する。

3.6 本規程は溯って1995年1月1日付けで適用する。

3.7 1999年1月1日から2004年12月までは、C D I O ***で獲得した成績だけが本規則の適用対象としてカウントされる。

2005年1月1日以降

4. 名誉章は次の基準で選手に授与される：

- 4.1 C D I Oのグランプリで上位第15位までに入った回数が：
- | | | |
|---------------|---|----|
| 14回のC D I Oにて | - | 金章 |
| 10回のC D I Oにて | - | 銀章 |
| 6回のC D I Oにて | - | 銅章 |

4.2 C D I Oのグランプリ・スペシャルへの出場は、C D I O 2回に相当する。

4.3 大陸選手権大会、世界選手権大会、オリンピック大会のグランプリ・スペシャルへの出場は、C D I O 3回に相当する。

4.4 C D I Oの自由演技グランプリへの出場は、C D I O 3回に相当する。

4.5 大陸選手権大会、世界選手権大会、ワールドカップ・ファイナル、オリンピック大会の自由演技グランプリへの出場は、C D I O 4回に相当する。

5. 名誉章の申請にはそれを裏付けるものが必要である。

付則3 国際馬場馬術審判員

1. 審判員は3つのカテゴリーに分類される：国際審判員補、国際審判員、公認国際審判員（一般規程、「審判員」の条項を参照のこと）

年齢制限は全てのカテゴリーで70歳とする。審判員は71歳の誕生日を祝う年に引退する。

国際審判員補、国際審判員、公認国際審判員は国際馬場馬術競技会において、審判長または競技場審判団メンバーのセクレタリー、若しくは補佐としての任務を行ってはならない。

4. 国際審判員補

国際審判員補の資格は以下の通りである：

4.1 F E I 公用語2ヶ国語のうち少なくとも1ヶ国語（英語）を話し、できれば他方の言語（フランス語）も理解できること。

4.2 シニア国内審判員として5年以上の実績があり、またC D N、C D I*、或いはC D I**において、次のF E I 課目（グランプリを含め、セントジョージ

賞典、インターメディアイトIと/或いはインターメディアイト)の馬場馬術競技(自由演技を含む)で少なくとも10回は競技場審判団メンバーを務めていること。

4.3 CDI、或いはCDIOのグランプリ課目にて国際審判員、若しくは公認国際審判員に「同席する」か、或いは「アシスタント」(第437条4)を(5回以上)務めていること。

国際審判員補は、任務に当たっている上席審判員が許可を与えた場合に同審判員と同席できる。

4.4 FEI主催の審判員補講習会に2回以上参加しており、FEI馬場馬術競技会規程についての十分な知識と馬場馬術競技の審査能力が認められた者であること。

4.5 全ての要件を満たした後に、FEI審判員講習会の場でFEIコース・ディレクター2名によって行われる試験に合格していること。

4.6 所属NFから、或いは(当該NFの合意を得て)FEI馬場馬術委員会メンバーから推薦され、かつFEI馬場馬術委員会がこれを承認した者であること。

4.7 国際審判員補に昇格できるのは55歳までのみとする。

5. 国際審判員

国際審判員の資格は以下の通りである：

5.1 FEI公用語2ヶ国語のうち少なくとも1ヶ国語(英語)を話し、できればもう1つの言語(フランス語)も理解できること。

5.2 FEI国際審判員補リストに3年以上、掲載されていること。

5.3 CDI***で4回以上、或いはCDI**で8回以上、競技場審判団メンバーとして務めていること。但し、グランプリ課目と/或いは自由演技グランプリ課目の審判経験も有する者であること。

5.4 FEI国際審判員講習会に2回以上、参加していること。

5.5 全ての要件を満たした後に、F E I 審判員講習会の場でF E I コース・ディレクター2名によって行われる試験に合格していること。

5.6 所属N F、或いは(当該N Fの合意を得て) F E I 馬場馬術委員会メンバーから推薦され、かつF E I 馬場馬術委員会がこれを承認した者であること。

5.7 国際審判員に昇格できるのは60歳までのみとする。

6. 公認国際審判員

公認国際審判員の資格は以下の通りである：

6.1 国際審判員としての必要条件とF E I「公認国際」審判員のガイドラインを満たしていること(付則5を参照)。

6.2 常任テクニカル馬場馬術委員会の助言に基づいて、F E I 国際審判員リストからF E I 理事会が選考し、公認国際審判員リストに掲載された者であること。

6.3 公認国際審判員は、F E I 審判員講習会の参加者がN Fごとに許可された審判員数を超えていても、権利としてこれに参加できる。

F E I 審判員の他の条件

7. 審判員の立替清算

国際競技会における審判員は、以下の通りの支払いを受ける：交通費全額(F E I 出張規定に準じる)、食費と宿泊費全額の返済、更に1日150スイスフラン/100ユーロの日当。

8. 利害の抵触

如何なる審判員も、その任務が利害関係に抵触するような場合は競技会にて審判員を務めることができない(一般規程、第162条を参照)。以下の者は競技会にて競技場審判団メンバーとなれない：

8.1 当該競技会に出場する馬の馬主/共同馬主、及びライダー

8.2 チーム監督、チーム役員、正規のトレーナー、選手の雇用主と雇用人

注記：正規のトレーナーとは、競技会前の12ヶ月間に3日間を超えて馬/ライ

ダーのトレーニングを行う者、若しくは競技会前の6ヶ月間に馬/ライダーの何らかのトレーニングを行う者をいう。

8.3 馬主、選手、チーム監督、或いはチーム役員の親族

8.4 競技に出場する馬、或いは選手に金銭的、若しくは個人的な利害のある者

8.5 審判員を引き受ける際、同審判員は当該競技会開催前12ヶ月以内に本人が調教/所有/共有するなどした馬、或いはトレーニングを行った人物が国際競技に出場している場合、若しくはビジネス上利害のある人馬が国際競技に出場している場合、その利害関係を申告して組織委員会が同審判員を当該人馬の出場しない競技へ割り振れるようにしなければならない。

この規則への如何なる違反もF E I馬場馬術委員会へ報告され、F E I法務部門/F E I司法委員会へ付託されて裁定を受ける。

9. 競技に出場している審判員

F E I審判員は、同一暦年に同一大陸にてシニア競技の審判員を務めつつ、国際競技へ出場することはできない。毎年1月1日までに、その年は審判員を務めることを希望するのか、或いは競技への出場を希望するのか、所属NFを通してF E Iへ申告しなければならない。

10. 役員登録

事務総長はNFに対し、国際審判員と国際審判員補の必要条件を満たして役職を果たす資格のある人物の氏名を、当該人物のライダーと/或いはトレーナーとしての履歴を含む資格の完全な陳述書と併せて送付するよう依頼するものである。NFは上記に記載通りの資格条件を満たす者の氏名だけを事務総長へ送付するよう、これを確実に行わなければならない(一般規程、「審判員」の条項を参照のこと)。

11. 国際審判員、或いは公認国際審判員は、選手権大会の開催期間中に審判員講習会を開催してはならない。しかし、「テストライド」或いはテレビやラジオへコメントすることは構わない。

12. 3年を超える期間、活動を行っていないF E I審判員は、F E I馬場馬術

委員会により F E I 馬場馬術審判員リストから除名される場合がある。国内馬術連盟は当該審判員に通知した後、3年を超える期間、国際競技会で審判を行っていない審判員の氏名を F E I へ通知し、F E I 馬場馬術審判員リストからの除名を依頼しなければならない。

13 . 全ての馬場馬術審判員は、各々のカテゴリーの F E I 講習会に**少なくとも**3年に**1回**は参加しなければならない。これに参加しない場合は、**F E I**馬場馬術委員会により F E I リストから除名される場合がある。

14 . **昇格のための F E I 馬場馬術審判員講習会は、C D I *** 或いは C D I O の開催期間中にのみ行うことができる。**

付則 4 F E I 「公認国際」審判員に関する指針

(「公認国際」審判員を推薦できるのは、**F E I**馬場馬術委員会のみである。)

1 . 「国際」審判員として有能であることが証明されていること。

2 . 約 20 回の **C D I *** / C D I O (グランプリ、グランプリ・スペシャル、自由演技グランプリ)** で、「国際」審判員として審査を行っていること。

3 . **F E I グランプリ・レベル**で審判員講習会やライダー対象のクリニックを開催できること。

4 . 英語を話し、読み、書くことができること。

5 . 最高レベルの競技にて、審判長としての統括能力が十分にあること。

6 . 明文化されていない服装規範、行動基準、**適性**を固守できること。

7 . 選手、馬主、主催者、その他の役員に対して適切な対応ができること。

8 . チームの中に上手く溶け込むことができること。

9 . **記者会見を執り行うことができること。**

10 . 上記の指針を実践していない公認国際審判員や、審判員としての業務を積極的に果たしていない公認国際審判員については、委員会により公認国際審判員

資格が見直される。

付則 5 貸与馬による馬場馬術競技のガイドライン

2. 組織委員会が必要な頭数の馬（選手 1 名につき 2 頭が上限）を準備する。全ての選手が同じ頭数の馬に騎乗できるようにするべきである。

2. 1 馬は全頭とも目的とする競技レベルで同等の競技能力がなければならない。世界馬場馬術ランキング・リストに掲載されている馬を貸与馬競技に用いることはできない。

2. 2 各選手に 2 頭ずつ割り当てただけの馬がない場合は、人数分に加えて少なくとも 3 ~ 4 頭のリザーブ馬を準備しなければならない。

2. 3 馬の抽選は実行可能な範囲でできるだけ早く、遅くとも第 1 競技開始の 2 4 時間前までに行う。

3. ホース・インスペクションは審判長 / 外国人審判員、獣医師代表団長か獣医師代表、チーム監督かチ・ム代表、及び選手が臨席する場で行わなければならない。

馬は厳密に個体識別を行わなければならない。

3. 1 馬主は第 4 2 8 条に準じた勒を持参し、当該馬に使用する。審判長は各馬の勒と銜を記録する。この勒と銜は競技会中を通して変更することはできない。

3. 2 リザーブ馬は全て検査を受けなければならない。F E I 獣医師代表と審判長、及び外国人審判員 / 技術代表が認めた場合にのみ代替が可能である。チ・ム馬はチ・ム内であれば交替できる。

4. 第 1 競技開始の前日か前夜に、第 4 2 5 条に準じてスターティング・オーダーの抽選を行う。

5. 最終個人競技がある場合は次の要領で行わなければならない：

a) 出場資格：団体競技に出場の選手のうち上位 5 0 % が出場できるが、上限は同率で第 1 5 位の選手を含めて第 1 5 位までとする。

b) スターティング・オーダー：最終個人競技については、予選競技の上位 5 0 %（上位 1 5 名まで）に入った選手の騎乗馬の中で抽選を行う。選手が団体競技、

或いはその他の予選競技で騎乗した馬と同じ馬にあたった場合は、もう一度抽選を行わなければならない。選手は1頭の馬でのみ出場できる。

7. 競技会全体で選手が各々2～3頭を抽選で引くような場合は、できれば競技会開始の前日に、最低1時間の練習時間を設けなければならない。選手は全員、各競技における各自の出番前に30分間のウォームアップと調教を行うことができる(5項目に記載の競技は除外する)。これについてはF E I技術代表とF E Iスチュワードが管轄しなければならない。

8. 国内馬だけが出場し、N Fが受領した書類で個体識別が可能な場合はF E Iパスポートを必要としない。

付則6 自由演技課目における難度の判断に関する指針

1. 概説

自由演技課目における難度の判断は、その他の技術・芸術点と不可分のものである。難度と技術面の評価は、芸術点の最初の2項目を大きく左右する要因であり、緊密な関連性がある。運動項目の演技で優良な資質が認められない場合は、選手と/或いは馬の演技能力不足と判断される。この場合は難度の採点で減点を考慮するべきである。

2. スモールツアーでの難度の基本レベル

難度の基準は、その特定レベルの標準的F E I自由演技課目により定義づけられる。

3. スモールツアーにおいて難度の高い演技と評価される要素

次のような場合は「より高い採点」対象となり、技術的に正確に実施された場合は難度とスコアの面で高くする：

- 実施が義務づけられている回数よりも多い踏歩変換
- 曲線と/或いは角度のついたライン上で運動項目を行った場合
- 左右とも均等なジグザグでの方向変換を行う深い角度のハーフパス
- 中央線、或いは1/4ライン上での肩を内へ
- 伸長駢歩から半ピルーエットに入る(自由演技ヤングライダー)、或いは伸長駢歩からピルーエット(自由演技インターメディエイト)に入るもの
- 伸長駢歩から常歩への移行
- 4歩毎の踏歩変換から3歩毎の踏歩変換へ移行、そして再び4歩毎の踏歩変

換へ移行（自由演技ヤングライダー）、或いは3歩毎の踏歩変換から2歩毎の踏歩変換へ移行、そして再び3歩毎の踏歩変換へ移行（自由演技インターメディアイト）。

- 難しい演技と移行を片手手綱で行うこと。しかし4回までに制限される。

4. グランプリ賞典での難度の基本レベル

難度の基準は、その特定レベルの標準的F E I自由演技課目により定められる。

5. 自由演技グランプリにおいて難度の高い演技と評価される要素

次のような場合は「より高い採点」対象となり、技術的に正確に実施された場合は難度とスコアの面で高くする：

- 実施が義務づけられている回数よりも多い踏歩変換
- ダブル・ピルーエット（トリプル・ピルーエットは認められない；付則7、「審判員のためのガイドライン」を参照）
- 曲線と/或いは角度のついたライン上で運動項目を行った場合
- 左右とも均等なジグザグでの数回の方向変換を行う深い角度のハーフパスは大変に難しいものと見なされる。
- 常歩、或いは停止からのピアッフェとパッサージュは、インパルジョン（推進力）*のある動きからのピアッフェとパッサージュよりも難度が高いと評価される。
- 難しい演技と移行を片手手綱で行うこと。しかし4回までに制限される。
- 運動項目の繋ぎに難しい移行を織り込んでいる場合（例えば、駈歩 - パッサージュ - 駈歩、伸長駈歩とピルーエットとの連動、伸長駈歩から特定地点におけるピアッフェ、2歩毎の踏歩変換から歩毎の踏歩変換へ、そして再び2歩毎の踏歩変換への移行）

6. 詳細説明

運動は全て開始と終了を示す指定地点で明確に行わなければならない。ハーフパスはラインを明確にとって実施すると共に、その特徴をはっきりと示さなければならない。自由演技では両手前の運動を均等に取り入れなければならない。馬や選手個人の得意とする運動を過剰に使用すると、自由演技の振り付けのバランスを損なうこととなるので避けなければならない。難しい運動項目（例えば、ピアッフェとパッサージュ）は、自由演技における実施ではより一層重視されるべきである。審判員の立場からすれば、運動項目を明確な地点から地点で行えば審査も行いやすく、従って評価も高まる。

自由演技は人馬一体という真に調和のとれたバランスを醸し出し、明確かつ論理的な組み立てが要求される。調和と運動の流れ、均等性が自由演技の重要な基盤である。高度なコレクションを伴う運動は、基本歩様をはっきりと示すインパルジョン（推進力）*のある運動を繰り返し組み込んで、相乗効果を高めるべきである。

難度を上げる要素が音楽とぴったりと合り、これに引き立てられている場合には全て積極的に評価されるべきである。

ピアッフェでのピルーエット、パッサージュでのハーフパス、ハーフパスを組み合わせた駆歩ピルーエットが各々単独での実施に加えて盛り込まれた場合は、振り付けの点で積極的に評価されるべきであるが、難度が一層高いとは見なされない。

F E I 規程に記載の通り、自由演技では古典的馬術が最優先される。

7. 採点のガイドライン

「概説」と6項目の「詳細説明」、審判員のためのガイドライン（付則7）には特に注意を払いつつ、難度で与える点数については以下のような指針が推奨される：

基本レベルでの最低要件を満たしただけの場合は概ね6.0。

ヤングライダー個人課目、インターメディエイト、グランプリ/グランプリ・スペシャルなどの標準課目レベルに準じ、難度の高い演技があった場合は7.0以上。

上記の例に準じた標準課目よりも難度の高い演技が見られた場合は8.0以上。

8. 音楽の中断

自由演技課目の演技中に選手の音楽が途切れた場合（第429条12を参照）

付則7 審判員のためのガイドライン - F E I 自由演技課目

自由演技ジュニア

以下のような運動を意図的に見せた場合、その選手は当該運動項目にて0点となり、「振り付け」及び「難度」では5点以下の得点しか与えられない。

1. 常歩で HALF・ピルエットを超えるもの（即ち 180 度を超えるもの）。ピルエットの最終得点は 0 点（その他のピルエットが正確に行われた場合でも）。

2. 連続踏歩変換（4 歩毎、或いはそれ以下の連続踏歩変換）。全ての踏歩変換の最終得点は 0 点（その他に単発の踏歩変換を見せた場合でも）。

3. 駢歩での山形手前変換 1 回は認められる。しかし 2 回以上の方向変換を行った場合、駢歩 HALF パスの最終得点は両手前とも 0 点（その他に個々の HALF パスが正確に行われた場合でも）。

注記：速歩での往復手前変換は認められ、その角度はライダーの任意である。

4. 常歩を一蹄跡上で（直線上、或いは曲線上で）行わず、二蹄跡運動として明確に示しただけの場合は 0 点と見なされる。

5. 「腰を内へ」と「腰を外へ」は振り付けの一部として認められる。

しかしジュニア・レベルの課目に規定運動項目として盛り込まれていない運動を意図的に見せた場合、その選手は失権となる。例えば駢歩ピルエット、ピアフエ、パッサージュ。

自由演技ヤングライダー

以下のような運動を意図的に見せた場合、その選手は当該運動項目にて 0 点となり、「振り付け」及び「難度」では 5 点以下の得点しか与えられない。

1. 駢歩で HALF・ピルエットを超えるもの（即ち 180 度を超えるもの）。ピルエットの最終得点は 0 点。

注記：「反則の」ピルエットを例えば左手前だけで見せた場合は、その他の左手前ピルエットが正確に行われた場合でも左手前ピルエットでは 0 点となる。これが右手前のみで認められた場合は右手前ピルエットで 0 点となる。

駢歩 HALF・ピルエットで高い技術点を獲得するためには、直線上から始めて直線上で終わるようにしなければならない。HALF・ピルエットは HALF パスと HALF パスの間で行うこともできる。しかし、HALF パスと HALF パスの間で

のみハーフ・ピルーエットを行った場合は、技術的に不十分として採点される。

常歩から常歩の間に行った駈歩でのハーフ・ピルーエットは、「調和」と「振り付け」の項目でのみ勘案される。

2. 2歩毎と歩毎の連続踏歩変換を行った場合。全ての踏歩変換の最終得点は0点（その他に4歩毎や3歩毎の連続踏歩変換を正しく行った場合でも）。

往復手前変換は認められ、その角度はライダーの任意である。

3. 常歩を一蹄跡上で（直線上、或いは曲線上で）行わず、二蹄跡運動として明確に示しただけの場合は0点と見なされる。

4. 「腰を内へ」と「腰を外へ」は振り付けの一部として認められる。

しかし、ヤングライダー・レベルの課目（規定運動項目）に盛り込まれていない運動を意図的に見せた場合、その選手は失権となる。例えばピアッフエ、パッサージュ。

自由演技インターメディエイト

以下のような運動を意図的に見せた場合、その選手は当該運動項目にて0点となり、「振り付け」及び「難度」では5点以下の得点しか与えられない。

1. 駈歩で一回転のピルーエットを超えるもの（即ち360度を超えるもの）。ピルーエットの最終得点は0点。

注記：「反則の」ピルーエットを例えば左手前だけで見せた場合は、その他の左手前ピルーエットが正確に行われた場合でも左手前ピルーエットでは0点となる。これが右手前のみで認められた場合は右手前ピルーエットで0点となる。

駈歩ピルーエットで高い技術点を獲得するには、直線上から始めて直線上で終わるようにしなければならない。ピルーエットはハーフパスとハーフパスの間で行うこともできる。しかし、ハーフパスとハーフパスの間でのみピルーエットを行った場合は、技術的に不十分との採点となる。

常歩から常歩の間に行った駈歩ピルーエットは、「調和」と「振り付け」の項目

でのみ勘案される。

2. 歩毎の連続踏歩変換。踏歩変換の最終得点は0点（その他に3歩毎や2歩毎の連続踏歩変換を正しく行った場合でも）。

3. 常歩を一蹄跡上で（直線上、或いは曲線上で）行わず、二蹄跡運動として明確に示しただけの場合は0点と見なされる。

4. 「腰を内へ」と「腰を外へ」は振り付けの一部として認められる。

しかし、インターメディアイト・レベルに盛り込まれていない運動を意図的に見せた場合、その選手は失権となる。例えばピアッフエ、パッサージュ。

自由演技グランプリ

以下のような運動を意図的に見せた場合、その選手は当該運動項目にて0点となり、「振り付け」及び「難度」では5点以下の得点しか与えられない。

1. 駢歩でダブル・ピルーエットを超えるもの（即ち、1回の連続した運動の中で360度を超えるピルーエットを2回行った場合）。ピルーエットの最終得点は0点。

注記：「反則の」ピルーエットを例えば左手前だけで見せた場合は、その他の左手前ピルーエットが正確に行われた場合でも左手前ピルーエットでは0点となる。これが右手前のみで認められた場合は右手前ピルーエットで0点となる。

駢歩ピルーエットで高い技術点を獲得するには、直線上から始めて直線上で終わるようにしなければならない。ピルーエットはハーフパスとハーフパスの間に行うこともできる。

しかし、ハーフパスとハーフパスの間でのみピルーエットを行った場合は、技術的に不十分との採点となる。常歩から常歩の間に行った駢歩ピルーエットは、「調和」と「振り付け」の項目でのみ勘案される。

2. ピアッフエ

ピアッフエで高い技術点を獲得するには、直線上で真直ぐに10歩以上のピアッフエを見せなければならない。ピルーエットの形でのみピアッフエを行った場合

は、技術的に不十分として採点される。真直ぐな10歩以上のピアッフェに加えてピルーエットでのピアッフェを行った場合は、通常通りの尺度で技術点が与えられる。

3. パッサージュ

高い技術点を獲得するには、一蹄跡上(20m以上)でパッサージュを行わなければならない。ハーフパスの形でのみパッサージュを行った場合は、技術的に不十分として採点される。一蹄跡上でのパッサージュに加えてハーフパスでのパッサージュを行った場合は、通常通りの尺度で技術点が与えられる。

4. 常歩を一蹄跡上で(直線上、或いは曲線上で)行わず、二蹄跡運動として明確に示しただけの場合は0点と見なされる。

5. 「腰を内へ」と「腰を外へ」は振り付けの一部として認められる。

しかしグランプリ・レベルに盛り込まれていない運動を意図的に見せた場合、その選手は失権となる。例えば躍乗や後退駢歩など。

技術点

技術面での演技の点数は、当該課目の規定運動項目を行った際の資質にのみ基づくものとする。採点は標準課目における場合と同様とする。審判員は、運動項目が実施された場合にその各々について点数(整数)を出す。選手が一つの運動項目を数回にわたって行った場合、審判員は複数の点数を出しておかなければならず、演技終了後にこれらを平均して、この運動項目での最終点を出す。

各運動項目の最終点を合計し、運動項目の数(係数を含む)で割り、技術評価の合計を求める。ある運動項目の実施を怠った場合、即ち該当する運動の実施が認められない場合は0と採点しなければならない。

要求度を満たしていない運動項目(例えば踏歩変換の回数がかかり足りないもの、フル・ピルーエットではなくハーフ・ピルーエットのみであるなど)は、不十分な演技、或いは不良な演技と見なされ、明らかに5点未満の点数を与えなければならない。

芸術点

5つの芸術点: 「リズム、力強さ、伸縮性」「人馬の調和」「振り付け」「難度

」「選曲、解釈」は整数、或いは0.5の小数点表示で採点し、係数を掛ける。音楽の評価点は常に最も高い係数を有する。

芸術評価の合計は、5つの最終点について各々の係数を掛け、合計して求める。

全ての芸術点は、多少なりとも演技の技術的資質を基に評価されるものである。殊に重要なのは、「リズム、力強さ、伸縮性」「人馬の調和」「難度」の芸術点は技術点と相関すべきことである。また「振り付け」と「選曲、解釈」の点数も反抗や不従順、乱れがあった場合にはマイナスの影響を与え得るものである。

芸術点からの削減：

明らかに所要時間を超えたり、或いは満たない自由演技の場合は、芸術点合計から各審判員につき2点を減点する。

僅かに所定時間内に納まらなかった場合（約10秒）、特に特異な状況（外部からの邪魔があったり、馬場状態の不良）が発生した場合は寛大に対応して減点すべきではない。

選手が要求された運動項目を一度も正確に行わず、課目シートに記載の要求項目に満たない演技であった場合（例えば連続踏歩変換の回数がかかり足りないもの、フル・ピルエットではなくハーフ・ピルエットを行うなど）、或いは規定運動項目を完全に抜かした場合は、難度では大きく点数を下げても5以下となる。

脱帽

帽子を片手にとって演技を行った場合、当該運動項目の採点は0となり、振り付けと難度の点数は5以下となる。

付則8 パ・ド・ドゥ

パ・ド・ドゥは国際競技馬場馬術における一競技であり、2組の人馬コンビネーションが同時にアリーナ（競技用馬場）に入る。パ・ド・ドゥのチームは馬2頭と選手2名で構成し、各々の人馬コンビネーションが個人として、またチームとして演技を行う。採点は実施した運動項目の資質に重きが置かれる。パ・ドゥ・デュのチームは、指定の自由演技レベルで自らの振り付けにて演技を行う。

審判：3名の審判員がC地点に着席する。審判員1名が片方の人馬コンビネーションを審査し、もう1名の審判員は他方の人馬コンビネーションを審査する。両

審判員とも技術点のみ出す。3人目の審判員が演技の芸術面を審査する。

課目シート：自由演技課目シート

付則9 5歳馬と6歳馬を対象とする国際馬場馬術競技への指針

以下に別段の記載がない限り、全ての国際ヤングホース競技会にF E I馬場馬術競技会規程を適用する。

一般原則

1996年、F E Iは国際競技レベルで5歳馬と6歳馬を対象とする馬場馬術課目を導入した。これらの課目は1997年にドイツのバーデンで開催されたヨーロッパ選手権大会で初めて試行され、ヤングホース対象の最初の世界ブリーディング選手権大会は1999年にオランダのアーヘンで行われた。5歳馬用と6歳馬用と、別々の課目がある。2005年9月以降は、4歳馬を対象とするF E I課目も国内競技会での採用が可能になる。

その主たる目的は馬場馬術用ヤングホースの正しい調教にあり、内国産馬の名声を更に高め、ヤングホースを使った国際競技への関心を高めることにある。

馬場馬術課目

- 5歳馬： 5歳馬を対象とするF E I **プレリミナリー** 課目
5歳馬を対象とするF E I馬場馬術課目、**決勝**
- 6歳馬： 6歳馬を対象とするF E I **プレリミナリー** 課目
6歳馬を対象とするF E I馬場馬術課目、**決勝**

服装と馬装

本規程の第427条と第428条に準ずる。メキシコ鼻革 / 交叉鼻革の使用は認められない。5歳馬と6歳馬を対象とする両課目は、水勒で騎乗しなければならない(第428条を参照)。鞭の使用は認められない。しかしながら、練習用馬場で全長が110 cm以内の鞭を1本使用することは認められる。鞭は競技アーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合はヤングホース・クラスの場合、各審判員から0.4点の減点となる。

評価

基本概念：

駈歩：

駢歩は「三節」の歩法であって、例えば右手前駢歩の場合は左後肢、左斜体肢（右後肢と左前肢が同時）、右前肢の順で踏歩し、その後に四肢が一瞬空中に浮いてから次の運歩が始まる。

選手：

選手の騎座、扶助、影響力の審査は二次的なものである。

ヤングホース課目の審査：

競技課目は3名以上のF E I審判員（その内の2名は国籍の異なる外国人であること）を含めた競技場審判団で審査を行うものとする。3名の審判員は1つの審判員用ブース（C地点）に同席してチームで審査を行い、個別評価は出さない。この3名に加えて4人目の審判員を任命し、各馬の演技終了後に評価説明をできるようにすることが望ましい。この説明は主に観客のためのものであり、その主目的は各競技レベルで求められる項目、3種の基本運歩の質、レベルの高い馬場馬術用馬としての演技能力などに鑑み、各馬の長所や乗馬としての能力を説明することにある。解説者は競技会開催国の言語と英語で説明を行うべきである。解説を担当する審判員として資格を認められた審判員のリストはF E I事務局にある。

減点

上記の場合を除き、ベルが鳴らされるか否かに関わらず、各々の「経路違反」について減点されなければならない：

- 1回目 0.2点
- 2回目 0.4点
- 3回目 失権

採点

ヤングホース課目では小数点以下第一位まで認められる。

付則10 厩舎警備

1. 必要最小限度の厩舎警備

C D I P / C D I J / C D I Y / C D I *** / C D I O / 選手権大会、及びオリンピック大会に関する必要条件については、F E I 獣医規程の第1005条を参照のこと。

2. 厩舎警備の軽減

マイナーな馬場馬術競技会（CDI*とCDI**）、及び西ヨーロッパ域外で開催されるCDIP/CDIJ/CDIY/CDI***では、以下のような暫定措置が試験的に実施され、毎年見直しが行われる：

必要条件

- 1．馬は競技会場の厩舎へ入厩しなければならない。
- 2．可能な限り、同一国から参加した馬は同一厩舎に収容すべきである。特に外国から到着した馬は、国ごとに適正に隔離して厩舎に収容する旨、徹底させるべきである。馬インフルエンザに関して、当該競技会が国内競技会（クラス）と併せて行われる場合には、ワクチン接種を受けている馬を未接種の馬とは別の厩舎へ入厩させなければならない。
- 3．馬の福祉については決して妥協があってはならない。
- 4．主催者はその競技会の厩舎区域を厩舎管理責任者とスチュワードに24時間体制で監視させ、疝痛が発生した場合や馬が馬房に放置されている場合、火事の危険などから馬を保護しなければならない。
- 5．防護用フェンスの設置と立ち入り規制の実施は義務づけられないが、実利的な理由から必要となった場合、獣医師代表か外国人審判員/技術代表（一般規程、第152条5）はこのような措置を要求する権利、或いは厩舎区域に非常に近い場所へ車両を駐車されないようロープを張るなど要請する権利がある。

西ヨーロッパ域外で開催されるCDI

獣医規程の第1005条2.4、第1005条2.5.1、第1005条2.2は、西ヨーロッパ域外で開催されるCDI***/CDIJ/CDIY/CDIPに適用しない。しかしながら、軽減された厩舎警備必要条件是常に満たしていなければならない。

同時開催の競技会

異なるカテゴリーの競技会が2つ同時に開催される場合は、高い方の厩舎警備レベルが自動的に要求される。

付則11 馬場馬術用アリーナ

付則 ヤングライダー

ヤングライダー馬場馬術競技会規程

第8版、2006年1月1日発効

Y R - 1 条 諸規程の優先性

本 F E I 規程に網羅されていない事柄については全て一般規程、獣医規程、馬場馬術競技会規程を適用する。

Y R - 5 条 通 則

4 . 特定種目でシニア選手権大会、或いは地域大会 (グランプリ・レベル)、及びオリンピック大会に一度でも出場した選手は、同一種目でヤングライダー選手権大会に出場することはできなくなる。

Y R - 7 条 馬場馬術競技課目、馬装、服装、審判員、技術代表

1 . ヤングライダー対象の馬場馬術競技会は、概してシニア対象の馬場馬術競技会と同一の規程で開催される。

2 . 馬場馬術課目

ヤングライダー対象の F E I 公式馬場馬術課目は以下の通り :

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1) プレリナリー競技課目 | 全ての選手が対象 |
| 2) 団体競技課目 | 全ての選手が対象 |
| 3) 個人競技課目 - セントジョージ賞典 | 全ての選手が対象 |
| 4) 自由演技ヤングライダー課目 | 個人競技から上位 1 5 名 |

自由演技ヤングライダー競技

本競技への出場は、ヤングライダー・セントジョージ賞典競技にて出場資格を得た上位 1 5 組までの人馬であり、事前に自由演技への出場を宣言していた人馬に限定されると共に、その出場が義務づけられる。選手は 1 頭の馬で出場できる。

C D I O Y と選手権大会では 2 - 4 の課目の使用が義務づけられ、その他の国際ヤングライダー馬場馬術競技会では推奨される。これらの課目は全て暗記で演技を行わなければならない。

2 . 2 プレリナリー競技課目は任意である。プレリナリー馬場馬術課目が予定されていない場合は、団体課目が行われる前にメイン・アリーナで馴致できるよう、選手に時間を割り振らなければならない。

2.3 コンソレーション課目

自由演技ヤングライダー課目へ出場資格を得られなかった人馬は、コンソレーション課目（セントジョージ賞典か自由演技ヤングライダー）が予定されていればこれに出場できる。コンソレーション競技が予定されている場合の褒賞は賞品のみとするか、或いは賞金を授与する場合は予選競技課目の賞金額よりも低額とする。コンソレーション競技は実施要項と成績リストに明記しなければならない。

3. シニア競技会、或いはヤングライダー競技会のどちらに出場するかに関わらず、守るべき事項として：

- 馬装は馬場馬術競技会規程（第428条）を厳守しなければならない。
- 服装は馬場馬術競技会規程の第427条を遵守すること。

4. 審判員

CDIY / CDIOY

3名以上の審判員が必要である。そのうち2名はFEIリストより選考し、1名は外国人審判員でなければならない。組織委員会は国内審判員を1名任命することができる。

選手権大会

ヤングライダー選手権大会では、国籍を異にする審判員を5名以上任命する。主催国NFから予備審判員を1名任命することができる。FEI馬場馬術委員会は、選手権大会の競技場審判団メンバーを任命する。

ヤングライダー選手権大会がジュニア選手権大会と同時に開催される場合は、審判長2名と審判員8名の混合競技場審判団を設けることができる。

5. 技術代表

CDIOY

CDIOYでは、競技場審判団の中から技術代表を任命することが必要である。

選手権大会

FEI馬場馬術委員会は、競技場審判団に加えて技術代表を任命する。ヤングライダー選手権大会がジュニア選手権大会と同時に開催される場合は、外国人技術代表1名が両方の選手権大会でその役職を果たすことができる。

YR-8条 経費と特典

1. 競技会

ヤングライダー競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、或いは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属NFと話し合い、これを提供することができる。一般規程はこの種の競技会へは適用しないものの、組織委員会が交渉を行う際の拠り所となる。

2. 選手権大会とCDIOY

2.1 NFは自国のチーム監督、選手、グルーム、馬に関わる選手権大会とCDIOY（競技会）開催地への往復旅費を負担する。

3. 全ての特典は、競技会、或いは選手権大会の獣医検査前日から競技終了の翌日まで受けられるものとする。

4. チーム監督は競技会開催期間を通してそのチームと/或いは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属NFが責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームと/或いは個人選手と同泊しなければならない。

CDIOY / 選手権大会の期間中、上訴委員会は事故の損害額を査定する権限を有する。FEI法務制度に準じ、上訴委員会は競技会のどの時点であっても容認しがたい行為をとったチームと/或いは個人選手について罰金を科すことができ、またこれを失格とする権限を有する。

YR-9条 褒賞

1. ヤングライダー競技会では賞金と/或いは賞品を授与しなければならない。

2. FEI選手権大会を除く全ての競技会において、賞金が授与されない場合は出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、或いは記念品を授与しなければならない。少なくとも上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。

3. FEI選手権大会では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：

3.4 FEI選手権大会では、表彰及びメダル授与式は大変重要な意味合いを持っており、アリーナで行うべきである。

YR-10条 馬の調教

競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（110cmまで）を携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、曳き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

Y R - 1 2 条 参加申込

2 . チーム

1 N F につき 1 チームを参加申込することができる。各チームは選手 3 名、馬 3 頭、或いは選手 4 名、馬 4 頭で構成する。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

選手 4 名構成のチームの場合は、上位 3 選手のスコアだけをチーム成績にカウントする。選手権大会では各選手とも 1 頭の馬にのみ騎乗できる。組織委員会はチーム監督へ招待状を送付しなければならず、チーム監督へは選手と同等の特権が付与される。しかしヨーロッパ域外では、当該 N F がチーム数とチーム派遣の地域ベースを決定できる。

3 . チームに加えて派遣の個人選手

チームに加えて個人選手を派遣することは認められない。

4 . チームに代る個人選手

チームを派遣できない N F は 1 名、或いは 2 名の個人選手を各々 1 頭の馬と共に参加申込できる。

5 . グルーム

N F は各馬につき 1 名のグルームを派遣することができる。

6 . N F は一般規程に準じた 3 段階の手続きを行わなければならない。

Y R - 1 3 条 出場資格

1 . 馬

1 . 1 出場資格については Y R - 6 条を厳守しなければならない。

1 . 2 シニア選手権大会、C D I O、或いは C D I と同時に、或いはほぼ同一時期に同一の場所で開催される選手権大会では、これらの競技会の期間中にシニ

アとヤングライダーが同一馬で出場したり、これに騎乗することはできない。

2. 選手

出場資格についてはY R - 6 条を厳守しなければならない。

Y R - 1 4 条 競技と課目

1. 競技は以下の構成とする：

A. 団体馬場馬術選手権

A 1 これは団体馬場馬術競技である。

使用課目：ヤングライダーの団体馬場馬術課目。選手全員に出場が義務づけられる。

B. 個人馬場馬術選手権

ヤングライダーの個人馬場馬術競技課目と自由演技ヤングライダー課目は、個人競技である。

B 1 個人競技課目

個人競技課目は、選手全員を対象とする第 1 回目の個人予選競技である。チームの選手 4 名全員が出場資格を得た場合は、全員が参加できる。

B 2 自由演技ヤングライダー課目

自由演技ヤングライダー課目は最終個人競技であり、競技 B 1 で同率第 1 5 位の人馬を含む上位 1 5 位までの人馬に出場が限定され、またその出場が義務づけられる。一国につき 3 名までの選手が出場できる。自由演技課目で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

団体競技と個人競技での得点率を合算することはせず、全ての選手が 0 でスタートとなる。

選手と / 或いは馬の病気が認定された場合は、該当順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上げ参加となり、出場枠を満たす。第 4 2 4 条を参照のこと。

団体馬場馬術競技と個人馬場馬術競技は、本章に別段の記載がない限り、シニア馬場馬術競技会規程の第 2 章に記載の規則に従って開催される。

選手権大会開催方式

1 日目と 2 日目 団体課目 選手全員

3日目と4日目 個人課目 選手全員
5日目 自由演技課目 個人課目から上位15組

スターティング・オーダーの抽選

- A 1 団体競技 第456条を参照
B 1 個人課目 団体競技で行った抽選でのスターティング・オーダー
即ち、選手は団体課目の抽選で決定したのと同じ順番となる。
B 2 自由演技課目 第425条を参照

Y R - 1 5 条 団体順位

1. 競技A 1 (Y R - 1 4 条)では、得点率の合計で最も高いチーム(チーム内の上位3選手)が優勝となり、次に高いチームが第2位、以下同様となる。

2. 2チーム、或いはそれ以上のチームが同得点率となった場合は、チーム内で第3位の選手同士の成績を比較し、これが最も良いチームを優勝とする。第3位(銅メダル)で同得点となった場合は、第434条も参照。

Y R - 1 6 条 個人順位

1. 競技A 1、B 1、B 2 (Y R - 1 4 条)では、得点率の最も高い選手が優勝となり、次に高い選手が第2位、以下同様となる。上位の3位までで同得点率となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。A 1とB 1の場合、その他の順位で同得点率となった場合は当該選手を同順位とする。

2. 最終個人順位は自由演技の成績で決定する。2名の選手が同一最終スコアとなった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

付則 ジュニア

ジュニア馬場馬術競技会規程

第8版、2006年1月1日発効

J - 1 条 諸規程の優先性

本F E I規程に網羅されていない事柄については全て一般規程、獣医規程、馬場馬術競技会規程を適用する。

J - 6 条 通 則

1. ジュニア対象の馬場馬術競技会は、概してシニア対象の馬場馬術競技会と同

一の規程で開催される。

2. ジュニア対象の馬場馬術課目は以下の通り：

- | | |
|----------------|-------------|
| 1) プレリミナリー競技課目 | 全ての選手が対象 |
| 2) 団体競技課目 | 全ての選手が対象 |
| 3) 個人競技課目 | 全ての選手が対象 |
| 4) 自由演技ジュニア課目 | 個人競技から上位15組 |

自由演技ジュニア競技

本競技への出場は、ジュニア個人競技にて出場資格を得た上位15組までの人馬であり、事前に自由演技への出場を宣言していた人馬に限定されると共に、その出場が義務づけられる。選手は1頭の馬で出場できる。

2.2 コンソレーション競技

自由演技ジュニア課目へ出場資格を得られなかった人馬は、コンソレーション課目（個人競技課目か自由演技ジュニア）が予定されていればこれに出場できる。コンソレーション競技が予定されている場合の褒賞は賞品のみとするか、或いは賞金を授与する場合は予選競技課目の賞金額よりも低額とする。コンソレーション競技は実施要項と成績リストに明記しなければならない。

3. ジュニア馬場馬術競技会における馬装と服装については、J-16条を参照のこと。

4. 審判員

CDIY / CDIOY

3名以上の審判員が必要である。そのうち2名はFEIリストより選考し、1名は外国人審判員でなければならない。組織委員会は国内審判員を1名任命することができる。

選手権大会

ジュニア選手権大会では、国籍を異にする審判員を5名任命する。主催国NFから予備審判員を1名任命することができる。FEI馬場馬術委員会は、選手権大会の競技場審判団メンバーを任命する。

YR-7を参照のこと。

5. 技術代表

CDIOJ

CDIOJでは、競技場審判団の中から技術代表を任命することが必要である。

選手権大会

FEI馬場馬術委員会は、競技場審判団に加えて技術代表を任命する。

YR - 7を参照のこと。

J - 11条 通 則

1. ジュニア馬場馬術選手権大会は、ヤングライダー馬場馬術選手権大会との同時開催が望ましい。この場合は、**参加者がほんの僅かでない限り**、競技場審判団を2団と競技用アリーナが2面必要である。

YR - 12条も参照のこと。

J - 12条 出場資格

1. 馬

1.1 出場資格についてはYR - 6.3条を厳守しなければならない。

1.2 シニア選手権大会、CDIO、或いはCDIと同時に、或いはほぼ同一時期に同一の場所で開催される選手権大会では、これらの競技会の期間中にシニアとジュニアが同一馬で出場したり、これに騎乗することはできない。

2. 選手

出場資格についてはJ - 5条を厳守しなければならない。

3. YR - 12条の参加申込を適用。

J - 13条 競技と課目

1. 競技は以下の構成とする：

1.1 プレリミナリー馬場馬術競技

任意参加。申告はチーム監督の判断に任される。**プレリミナリー馬場馬術課目が予定されていない場合は、団体課目が行われる前にメイン・アリーナで馴致できるように、選手に時間を割り振らなければならない。**

A. 団体馬場馬術選手権

A1 これは団体馬場馬術競技である。

使用課目：ジュニアの団体馬場馬術課目。選手全員に出場が義務づけられる。

B．個人馬場馬術選手権

ジュニアの個人馬場馬術競技課目と自由演技ジュニア課目は、個人競技である。

B 1 ジュニア個人競技課目

個人競技課目は、選手全員を対象とする第1回目の個人予選競技である。チームの選手4名全員が出場資格を得た場合は、全員が参加できる。

B 2 自由演技ジュニア課目

自由演技ジュニア課目は最終個人競技であり、競技B 1で同率第15位の人馬を含む上位15位までの人馬に出場が限定され、またその出場が義務づけられる。一国につき3名までの選手が出場できる。自由演技課目で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

団体競技と個人競技での得点率を合算することはせず、全ての選手が0でスタートとなる。

選手と/或いは馬の病気が認定された場合は、該当順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上げ参加となり、出場枠を満たす。第424条を参照のこと。

団体馬場馬術競技と個人馬場馬術競技は、本章に別段の記載がない限り、シニア馬場馬術競技会規程の第2章に記載の規程に従って開催される。

2．各競技とも競技名と同一のタイトルをつけた各々の課目を使用する。F E I馬場馬術委員会の権限に基づいて公示された課目は、全て暗記して演技を行わなければならない。

選手権大会開催方式

1日目と2日目	団体課目	選手全員
3日目と4日目	個人課目	選手全員
5日目	自由演技課目	個人課目から上位15組

コメント：原稿のミスかと思えます。F E Iへ確認をお願い致します。

スターティング・オーダーの抽選

- A 1 団体競技 第456条を参照
- B 1 個人課目 団体競技で行った抽選でのスターティング・オーダー
(即ち、選手は団体課目の抽選で決定したのと同じ順番となる。)

B 2 自由演技課目 第 4 2 5 条を参照

J - 1 4 条 団体順位

1 . 競技 1 . 2 (J - 1 3 条) では、**得点率**の合計で最も高いチーム (チーム内の上位 3 選手) が優勝となり、次に高いチームが第 2 位、以下同様となる。

2 . 2 チーム、或いはそれ以上のチームが**同得点率**となった場合は、チーム内で第 3 位の選手同士の成績を比較し、これが最も良いチームを優勝とする。**第 3 位 (銅メダル)**で同得点となった場合は、**第 4 3 4 条も参照**。

J - 1 5 条 個人順位

1 . 競技 A 1、B 1、B 2 では、**得点率**の最も高い選手が優勝となり、次に高い選手が第 2 位、以下同様となる。上位の 3 位までで**同得点率**となった場合は、**総合観察点**の高い方を上位とする。A 1 と B 1 の場合、その他の順位で**同得点率**となった場合、当該選手は**同順位**となる。

2 . **最終個人順位**は自由演技の成績で決定される。2 名の選手が**同じ最終スコア**となった場合は当該選手を**同順位**とする。

J - 1 6 条 馬装と服装

1 . 馬装に関する規定は馬場馬術競技会規程を厳守するものとする。但し、プレリミナリー課目では水勒頭絡を使用しても、大勒頭絡を使用してもよい。**第 4 2 8 条を参照**。

2 . **服装**は馬場馬術競技会規程の**第 4 2 7 条**を遵守すること。

付則 1 2 馬場馬術競技会のカテゴリ 2 0 0 6 年 1 月 1 日

	CDI*** / CDI-W	CDI**	CDI*	
参加	各国 2 名以上の選手で 6 カ国以上の招待。組織委員会は外国人選手数を超えて自国選手を招待できない。	NF 数に制限なし	NF 数に制限なし	
年齢	選手が騎乗できる頭数は組織委員会の判断に任される。16 歳以上の選手	選手が騎乗できる頭数は組織委員会の判断に任される。16 歳以上の選手	選手が騎乗できる頭数は組織委員会の判断に任される。16 歳以上の選手	
馬	馬：7 歳以上（蹄鉄を含めて 1 4 9 cm を超えるもの）（グランプリ、グランプリ・スペシャル、自由演技グランプリは 8 歳以上）	馬：7 歳以上（蹄鉄を含めて 1 4 9 cm を超えるもの）（グランプリは 8 歳以上）	馬：7 歳以上（蹄鉄を含めて 1 4 9 cm を超えるもの）	
選手	選手は自らがパスポートを所持する国の管轄下でのみ出場できる。	海外に居住する選手はホスト国の NF から許可を得て、同国の競技会に出場することができる。	海外に居住する選手はホスト国の NF から許可を得て、同国の競技会に出場することができる。	
競技	FEI グランプリ・スペシャルと FEI 自由演技グランプリを含む FEI グランプリまで	FEI グランプリ・スペシャルと FEI 自由演技グランプリを除く FEI グランプリまで	自由演技インターメディアイト I を含めた FEI インターメディアイト I まで	

馬のパスポート	FEIパスポート（一般規程、第139条も参照のこと）	自国で競技に参加する場合はFEIパスポートを携帯する必要はないが、当該馬は全て所属NFに登録されており、図表によって個体識別ができ、有効な予防接種証明書を携帯していなければならない。	自国で競技に参加する場合はFEIパスポートを携帯する必要はないが、当該馬は全て所属NFに登録されており、図表によって個体識別ができ、有効な予防接種証明書を携帯していなければならない。	
厩舎警備	最低限のFEI厩舎警備要件を満たしていなければならない。西ヨーロッパ以外の国々では軽減された厩舎警備を適用する。	軽減された厩舎警備	軽減された厩舎警備	
賞金	制限なし	制限なし	制限なし	
役員	審判員：FEIリストより5名；少なくとも3名は国籍の異なる外国人審判員。 スモールツアー：セントジョージ賞典/インターメディアイトでは馬場馬術委員会の許可を得て3名の審判員。ツースターを参照。	審判員：3名以上の審判員（2名はFEIリストより選考）、少なくとも1名は外国人審判員でなければならない。審判員5名構成の場合は2名以上が国籍の異なる外国人審判員でなければならない。グラブリー・レベルの国内審判員を1名任命することができる。	審判員：3名以上の審判員、2名はFEIリストより選考、少なくとも1名は外国人審判員でなければならない。国内審判員を1名任命することができる。	
上訴委員会	必要ではない。（一般	必要ではない。	必要ではない。	

	規程、付則 E を参照) ワールドカップ・ファイナル、リーグ・ファイナル、C D I O、選手権大会、オリンピック大会では上訴委員会を任命しなければならない。	(一般規程、付則 E を参照)	(一般規程、付則 E を参照)	
--	--	-----------------	-----------------	--

J E F 注釈（文中で*を付した用語説明）

ターン・オン・ザ・ホンチズ：

内方後肢をその地点の近くに維持しつつもその周りを明確な四節で踏歩しながら回転すること。第413条を参照のこと。

インパルジョン（推進力）：

後躯で創出された力強く精力的な、しかも制御された前進エネルギーを競技で対象となる動きへと伝達させてゆくこと。第416条を参照のこと。

エンゲイジメント：

従来は単に後肢の「踏み込み」と訳されることが一般的であったが、単なる後肢の踏み込みではなく、後肢の推進筋の躍動的かつ能動的な活動を伴った踏み込みであり、それは馬が馬術的に停止したときにも該当する。

オン・ザ・ビット：

後躯からのインパルジョン（推進力）が背中、頸、柔軟な項を通して銜にのる状態をいう。

カダンス：

一定のリズムを維持した弾発力で強調すること。

アップヒル傾向

馬の姿勢はあたかも斜面を登っているかのような状態。

グラウンドカバー：

力強く地面をとらえて前進すること。

イーズ・アンド・キャリッジ：

エンゲイジメントを通してパワーが加わり、一層後躯で体重を支えられるようになること。運動が容易にこなせる態勢を示す。

オープン・スコアリング、ランニング・スコア：

本質的には両者とも同じようなシステムである。即ち運動項目毎に即時、各審判員のスコア、或いはその平均、若しくは両者が表示されること。